

振込取引の法律関係

原島, 史
九州大学大学院法学府

<https://doi.org/10.15017/10950>

出版情報 : 九大法学. 85, pp.49-114, 2003-02-14. Kyudai Hogakkai
バージョン :
権利関係 :

振込取引の法律関係

原 島 史

一 問題提起

- 1 最高裁平成6年1月20日判決(金法1383号37頁)
- 2 被仕向銀行の過誤についての仕向銀行の責任
- 3 法的性質と当事者の権利・義務

三 ドイツ振込法

- 1 ドイツ振込法の成立
- 2 当事者の権利・義務と契約の性質(概説)
- 3 振込依頼人による解約告知
- 4 仕向金融機関の保証責任
- 5 仕向金融機関と仲介金融機関の関係
- 6 責任制限

二 ドイツにおける振込法以前の法状態

- 1 民法典
- 2 第三者損害の賠償
- 3 第三者のための保護効を伴う契約
- 4 EC指令

四 日本法への示唆

- 1 履行補助者類似の責任
- 2 保証責任

一 問題提起

日本の民法典には、振込に際して顧客・銀行間および仕向銀行・被仕向銀行間において締結される一連の契約、すなわち振込取引契約を規律する条文がない。そのため、振込取引で法律問題が生じた場合には、振込取引契約をいかなる契約と解するかが問題になる。

とりわけ、ATM振込が普及するなど手続の簡易化が一層進み、振込が日常の取引に浸透した今日においては、誰もが紛争の当事者となる可能性を有しており、あらかじめ解決の手立てを整備しておくことが求められる。振込取引契約はいかなる契約であり、銀行や顧客にはどのような債権・債務が発生するのか。これを具体的に確定して初めて、振込取引をめぐる諸問題を適切に処理することができるのではないだろうか。

はじめに、被仕向銀行の行為が原因で振込依頼人の意図する振込が行われなかった場合に仕向銀行の責任を問えるかが問題になった判例を挙げ、振込取引における当事者の権利・義務の確定が不十分である現状を示し、問題提起とする。

1 最高裁平成6年1月20日判決(金法1383号37頁)

(1) 事実

XはAらと共に土地の取得を計画していたところ、売主と交渉する中で、売主に対し土地の買受代金を準備していることを示す必要が生じた。そこで、XはY銀行との間で、AがB銀行に有する預金口座へ五〇〇万円の振込を

依頼する旨の契約を結び、同額を交付した。その際、Xは振込先の口座番号を記載しなかった。

Y銀行は、口座番号の指定がないままB銀行へ振込通知を送信した。ところが、B銀行にはA名義の預金口座がなかったため、B銀行はAに照会し、その指示に従って、筑豊鉱業株式会社(代表取締役A)名義の口座に五〇〇万円を入金記帳した。

その後、XはYに振込委託契約の履行を催告した上、これを解除した。本訴訟は、XがYに対し、解除に基づく原状回復として振込金額及び遅延損害金の支払いを求め、提起されたものである。

(2) 下級審の判断

第一審(松山地裁昭和63年10月28日判決^②)は、受取人が支配する口座に振込金が入金されたときは、「その口座が指定された口座と相違したとしても、指定以外の口座に振り込まれたものでは目的を達することができない特段の事情のない限り、その契約は目的を既に達しており」、依頼者は解除による原状回復を請求できないとして、Xの請求を棄却した。

原審(高松高裁平成元年10月18日判決^③)は、振込委託により指定された名義の預金口座が存在しない場合、受任者たるYは次のような措置をとるべきであると判示した。すなわち、①委任者に照会して振込を行い、それでも指定された預金口座が存在しない場合には、②送信先記載文言の趣旨、口座番号などから委任者の意思を解釈して履行するべきである。それでもなお口座を特定できない場合には、③履行が不能であるとして委任契約を解消し、振込金額を委任者へ返還すべきである。

その上で、本件では、「Y銀行がBと共同しまたはこれを履行補助者として、五〇〇万円を筑豊鉱業の当座預金

(口座番号二三一〇八番)に送金したことは、A名義の預金口座への送金を依頼したXの意思に反して別人に送金したものであり、委任の趣旨に反しているとして、Y銀行の債務不履行責任を認め、Xの請求を認容した。

(3) 最高裁の判断

これに対して最高裁は、「Y銀行は、Xの依頼どおりにB銀行に送金の通知をしたが、Xが本件契約の際に振込先口座の名義人を指定したのみでその口座番号を明示していなかったため、B銀行は名義人がAであること以外に振込先口座を特定する手掛かりがなかったことから、A本人の指示に従って筑豊鋳業株式会社の前記口座に入金したものである。このような場合、Y銀行は、その履行すべき義務を尽くしたものであるといふべきであって、振込依頼人から責任を追及されるいわれはない」として、Y銀行の責任を否定し、Xの請求を棄却した。

2 被仕向銀行の過誤についての仕向銀行の責任

最高裁は、仕向銀行自身が振込委託に従った送金の通知をしたこと、振込依頼人が口座番号を記載していなかったこと、そのため被仕向銀行が受取人の指示に従ったことを総合して、仕向銀行の義務が履行されたと判断した。したがって、仕向銀行が履行すべき義務の内容は送金の通知に尽きると考えたかどうかは明らかでない。

最高裁の右判示は、被仕向銀行の過誤の原因が振込依頼人の行為に起因しているために仕向銀行が免責されたと読める。もしそうだとすると、仕向銀行の義務を受取人口座への入金記帳までと解する見解に立てば、この点が当てはまらない事例においては、仕向銀行の責任が肯定される可能性があるだろう。

また、原審は「Y銀行がB銀行と共同しまたはこれを履行補助者として」送金を行ったと判示したが、最高裁は

仕向銀行と被仕向銀行の関係には触れておらず、被仕向銀行は仕向銀行の履行補助者ではないという見解に立ったのかどうかも推知することはできない。

被仕向銀行が仕向銀行の履行補助者であれば、被仕向銀行の過誤について仕向銀行に責任を追及することができ。しかし、仕向銀行の履行すべき義務が振込通知の送信、あるいは受取人口座への入金記帳ではなく被仕向銀行の口座への入金記帳により果されていると解するならば、被仕向銀行を自己の義務の履行のために利用しているとはいえない。つまり、被仕向銀行は履行補助者であるという説明は成り立たないことになる。したがって、仕向銀行の義務の内容を確定しなければならない。

3 法的性質と当事者の権利・義務

当事者の権利・義務を明らかにするためには、振込取引契約を民法典の契約類型との関係でどのように位置づけるか、すなわち法的性質が問題になる。⁽⁴⁾

振込取引契約の法的性質はこれまでも議論されてきた。⁽⁵⁾ 通説とされるのは、振込依頼人と仕向銀行との間、および仕向銀行と被仕向銀行との関係をそれぞれ委任契約(民法643条)ないし準委任契約(民法656条)とし、受取人と被仕向銀行間を預金契約とする見解である。⁽⁶⁾ 受取人と被仕向銀行間の預金契約については、準委任契約と消費寄託契約(民法666条)の複合契約と説明する説が有力とみられている。⁽⁷⁾ しかし、これらの議論は、必ずしも具体的な権利・義務を確定するところまで突き詰められていなかった。例えば、振込依頼人と仕向銀行との振込委託契約についていうと、通説的見解を採っていても、仕向銀行の義務を、被仕向銀行への振込通知の発信であると解する説と、受取人口座への入金記帳とする説とが対立している。⁽⁸⁾

仕向銀行の義務の内容について明言を避けた平成6年最高裁判決は、このような学説の状況をそのまま反映していると思われる。契約の法的性質を検討し、具体的な権利・義務を明らかにする作業が必要である。

その手がかりを得るために、本稿では、ドイツにおける振込取引をめぐる従来の法状態を出発点として、1999年のドイツ民法改正により振込取引契約を構成する諸契約、すなわち、振込契約、支払契約、ジローロ契約が典型契約として民法典に規定されるまでをたどる。⁹⁾

ドイツ振込法は、2002年1月1日から、EU加盟国とヨーロッパ経済地域以外の国、すなわち第三国への国際振込についても施行された。振込法は、振込処理に関する法律問題をどのように処理すべきか、特に、民法典の内部において振込取引契約をどう捉えるかという問題に答えを提示している。その形成過程は、ドイツの振込取引契約の本質を示すだけでなく、日本の振込取引契約を考える上でも一つの指標になると思う。

(1) 本稿では、振込業務を行う金融機関を総称して「銀行」とする。なお、ドイツの振込について叙述する箇所では、ドイツ振込法の表現に従い「金融機関」という語を用いる。

(2) 金法1258号68頁。

(3) 金法1258号64頁。

(4) 山本敬三「振込委託契約と仕向銀行の責任——被仕向銀行に起因する振込遅延・過誤のケースを題材として——」中田裕康・道垣内弘人編『金融取引と民法法理』231頁以下(2000年)は、振込委託契約の内容と仕向銀行の責任の有無を検討する場合に、振込委託契約という契約類型の内容の確定が問題であり、これは典型契約論に通じる問題であるとする。

(5) 今井克典「振込システムの法的構成(1)」名法160号20頁以下(1995年)、預金契約について、同「振込システムの法的構成(4)」名法163号180頁以下(1995年)参照。

(6) 後藤紀一『振込・振替の法理と支払取引』49頁以下(1986年)。

(7) 森田宏樹「振込取引の法的構造——『誤振込』事件の再検討——」中田裕康・道垣内弘人編『金融取引と民法法理』152頁へ2000年への学説状況と文献参照。

(8) 依頼人と仕向銀行との関係を請負契約(民法632条と解し、仕向銀行は受取人口座への入金記帳義務を負うとする見解もある。岩原伸作「コンピューターを用いた金融決済と法——アメリカ法、西ドイツ法を参考として」金融法研究創刊号へ1985年へ28頁、同・「電子資金移動(EFT)」NBL385号22頁へ1987年へ、同・電子資金取引に関する法制整備の必要性と課題(2)「金融法務事情1204号17頁、23頁へ1988年へ」。

(9) 岩原伸作「振込取引と法——1999年ドイツ振込法制定(民法典改正)を中心として——」法協117巻2号66頁以下になり、本稿では振込取引契約に関する改正法を、振込法と呼ぶことにする。

二 ドイツにおける振込法以前の法状態

1 民法典

振込法が施行されるまでは、ドイツ民法典(BGB)は、振込取引についての法律関係を有償事務処理契約(BGB 675条)として処理してきた。

(1) 振込取引契約

現金によらない支払取引を行うには、通常、顧客と金融機関がジロ契約(Girovertrag)を結び、ジロ口座が予め金融機関に開設される必要がある。この口座は、顧客の指図に従って、金銭の保管や支払取引に利用される。顧客は、このジロ契約を基本契約として個々の振込委託(Uberweisungsauftrag)を行い、また、自分の口座に振り込ま

れる金額を受け取った。

ジーロ契約は、通説によると雇用契約(BGB 611条)の性質を帯びた有償事務処理契約(BGB 675条)と解されていた¹⁰。また、振込委託は独立した契約ではなく、顧客と金融機関のジーロ関係内の指図(BGB 665条、675条)とみなされた¹¹。これにより、以下の法律関係が発生すると考えられていた。

すなわち、振込委託は、権利を形成する効力を伴う意思表示であり、金融機関に振込の執行を義務づける¹²。ドイツ法では、仕向金融機関の義務の内容は、自行内振込と他行間振込とで区別される。自行内振込では、仕向金融機関に、振込受取人の口座へ入金記帳する義務が発生する¹³。これに対して、仕向金融機関と被仕向金融機関が異なる、他行間振込では、通説によると仕向金融機関は振込委託を次の金融機関へ転送する義務のみを負う¹⁴。なお、他行間振込では、仕向金融機関と被仕向金融機関の間を、一つあるいは複数の仲介金融機関が取り次ぐことがあるが、このような場合にも、仕向金融機関は適切な仲介金融機関を選任し、必要な資金を準備して仲介金融機関の使用に任せば足りる。これは、復委任(BGB 664条)と解された。

振込依頼人によって振込委託が行われると、受任者の前払請求権(BGB 669条、675条)あるいは費用賠償請求権(BGB 670条、675条)に基づいて、仕向金融機関にある依頼人の口座に借方記帳がなされる。そして、被仕向金融機関が取得した振込金は、被仕向金融機関と受取人との委任契約に基づき、取得した物の引渡請求権(BGB 667条、675条)の履行として受取人口座に入金記帳される¹⁵。被仕向金融機関は入金記帳によって抽象的債務約束(BGB 780条)¹⁶あるいは債務承認(BGB 781条)¹⁷を受取人に与える。これにより、個々の預金債権が成立する。入金記帳が完了すると、振込依頼人は振込委託を撤回(BGB 671条)することはできない¹⁸。

仕向金融機関が指図に従って振込を執行しない場合は、振込依頼人は自己の口座への再入金記帳、いわゆる振込

の巻戻しを請求できる。受任者である仕向金融機関は、委任の執行のために受け取った物を引渡す義務(BGB 667条、675条)を負うからである。⁽¹⁹⁾

(2) 契約の相手方以外への責任追及

一方、振込の執行が仲介金融機関のもとで滞ったときには、前払請求権(BGB 669条)に基づいて依頼人口座に借方記帳された振込金は、既に仕向金融機関によって仲介金融機関に転送されている。この場合、振込依頼人は仕向金融機関に対して再入金記帳を請求できない。⁽²⁰⁾

なぜなら、仕向金融機関と仲介金融機関の関係は復委任であり、受任者である仕向金融機関は自己の責めに帰すべき過失、つまり選任・指図における過失についてのみ責任を負うとされるからである(BGB 664条1項2文)。仕向金融機関は、仲介金融機関を選任して振込委託の転送を完了すれば全ての義務を履行したことになり、仲介金融機関が行う振込処理に関しては責任を負わないのである。また、仲介金融機関は仕向金融機関の履行補助者(BGB 278条)ではないとみなされる。⁽²¹⁾ その結果、振込依頼人は、直接の契約相手ではない仲介金融機関に対して損害賠償を請求するという困難を強いられることになる。⁽²²⁾ 被仕向金融機関に達した振込が執行されない場合も同様である。

これらの金融機関の行為が原因で振込が執行されず、しかも、振込依頼人が振込金額の返還を受けにくい状況に陥ることは妥当でない。そこで、より容易に振込依頼人の損害賠償請求権を基礎づけうる理論が考え出された。第三者損害の賠償の理論と、第三者のための保護効を伴う契約の理論である。

2 第三者損害の賠償

第一に、第三者損害の賠償(Drittschadensliquidation)による責任追及が考えられる⁽²³⁾。仕向金融機関は、自己の名においてかつ顧客の勘定で振込を行う。この法律関係は間接代理(mittelbare Stellvertretung)である⁽²⁴⁾。間接代理人である仕向金融機関は、振込依頼人(第三者)の被った損害について仲介金融機関に対して損害賠償請求権を得る。けれども、仕向金融機関は、受任者の返還義務(BGB 667条、675条)により、その請求権を振込依頼人に譲渡しなければならず、最終的に振込依頼人が損害賠償請求権を取得するというわけである。仕向金融機関は、請求権を譲渡せず、間接代理人として自ら顧客のために損害賠償を請求することもできる。

(1) 適用への批判

しかし、こうしたケースに第三者損害の賠償の理論を適用することには批判がある。振込取引の事例には「損害の転移(Schadensverlagerung)」という前提が欠けているというものである⁽²⁵⁾。これによると、第三者への損害の転移は、典型的には第三者のみが損害を被ることを前提とする。しかし、支払取引では、例えば仲介金融機関から振込金額を取り戻すことができないために、第三者である振込依頼人のみならず、仕向金融機関も損害を受けるなど、損害の拡張(Schadenserweiterung)の可能性がある。したがって、第三者損害の賠償の理論は適用すべきではないとする。

これに対して、第三者損害の賠償の理論を適用しようとする立場は、損害の転移や拡張は単なる論拠の入れ物(Argumentationshülsen)でしかないとして反論する⁽²⁶⁾。すなわち、第三者損害の賠償の理論では、間接代理人である仕向金融機関が、第三者損害に加えて自身の損害の賠償を請求することも認められている⁽²⁷⁾ことを指摘し、第三者だけでなく仕向金融機関までもが損害を被る支払取引においても、第三者損害の賠償の方法は採用できると主張する。

(2) 救済方法としての有効性

また、第三者損害の賠償の理論を救済方法として用いることの有効性には疑問もある。第三者損害の賠償では、顧客が加害者を追及するには仕向金融機関を経由する必要がある。そのことが、顧客のための補償を妨げているという。⁽²⁸⁾ すなわち、顧客が預金残高の不足にもかかわらず当座貸越契約に基づき振込を指示し、仲介金融機関がその執行を怠ったとき、仕向金融機関は自己の交互計算信用(Kontokorrent-kredits)⁽²⁹⁾の払戻を抗弁として、顧客への損害賠償請求権の譲渡に異議を唱えることができる。つまり、仕向金融機関は、依頼人に対して交互計算により確定された残額について信用を与えている場合、信用の払戻がなされるまでは損害賠償請求権を顧客へ譲渡しない旨を主張できるのである。

(3) 法秩序との整合性

振込依頼人などに第三者損害の賠償の理論によって損害賠償請求権を認定することは、法秩序の原則の矛盾を意味するという。⁽³⁰⁾ 本来、ドイツ不法行為法では、義務違反を犯した銀行と契約関係にない第三者が不法行為に基づく損害賠償を請求しようとしても、義務違反を犯した銀行に対して自己の財産的損害の賠償を請求する権利を有さないといわれるからである。

このように、第三者損害の賠償の理論により、振込依頼人に、振込の執行を滞らせた金融機関に対する損害賠償請求権を取得させるには、問題がいくつか残されている。

3 第三者のための保護効を伴う契約

もう一つの責任追及方法は、仕向金融機関と仲介金融機関の間で結ばれた為替契約を、第三者のための保護効を伴う契約(Vertrag mit Schutzwirkung für Dritte)であると考えて、保護義務違反による損害賠償の請求を直接の契約関係でない第三者に認めるといふものである。判例³¹⁾も、為替契約が第三者のための保護効を伴う契約であることを肯定していた。

これらの判例は、契約結合を重視する立場から肯定的に評価された³²⁾。そこでまず、契約結合を重視する見解を検討して、振込取引契約において第三者のための保護効を伴う契約が認められた理由を確認する。

(1) 連鎖契約

契約結合を重視する見解によると、個々の契約を越えた責任追及の根底には、振込取引契約を一体としてとらえる契約結合の考慮があるとされる。そして、支払取引は複数の契約の鎖に基づいているが、個々の契約を支払システム全体にはめ込むことで特徴が明確になると説明する³³⁾。このような理念に基づき、個々の契約を分ける思考方法を連鎖契約(Netzvertrag)³⁴⁾という概念によって補完するのである。

そしてこれによると、為替契約が第三者のための保護効を伴う契約であることを肯定した判例にも連鎖契約の概念が見出されるといふ³⁵⁾。連鎖契約の概念が保護効の肯定にどう結びつくのか。まず、連邦通常裁判所の判決からみていくことにする。

判例① BGH, Urt. v. 28. Februar 1977 = BGHZ 69, 82 = WM 1977, 1042.

【事実の概要】 債務者Aは、Xにより継続的に納入される商品の代金をラストシユリフト(Lastschrift)⁽³⁶⁾により支払うことになっていた。すなわち、一方で債務者Aが自己の取引銀行YにAの口座からの引落しを委託し、他方で債権者Xはラストシユリフトという取立証券を作成し、自己の取引銀行Bに提出する。そして、B銀行がこの証券に基づきY銀行から代金を取り立て、Xの口座に入金記帳することにより代金の支払いを受けることになっていた。

しかし、Aの口座からの引落しを委託されたY銀行は、Aの口座に預金が見当たらなかったため、債権者Xによつて作成され、Y銀行のもとに到達していたラストシユリフトを現金化せずに放置した。その後、このラストシユリフトは、Y銀行からB銀行に返還され、B銀行により一旦なされたXへの入金記帳は返還記帳された。Xは、支払取引の実行を信じてAに新たに三度にわたり商品を納入しており、それらのXの売掛金債権は回収不能に陥った。

【裁判所の判断】 連邦通常裁判所は、XがY銀行に対して主張した、保護義務違反に基づく損害賠償請求の可能性を次のような理由で肯定した。

契約目的により、あるいは契約上の給付の効果のゆえに、特定の第三者を保護範囲に包含することは、信義則により必要とされる。

大規模な法的取引には、目的や利益にかなった処理がなされるだろうという信頼のもとで、統一された実務上の手続が要請される。この事例のように、実務上統一的な手続を伴う特定の類型の大量取引が問題になる場合、第三者が利用する、第三者のための手続が、その手続に特徴的な特定の危険をはらんでいて、この危険が些細なものであり、執行を委託された手続当事者に容易にこの危険の負担を要求できる場合には、信義則に従って、発

生じた債務関係の保護の範囲に第三者を含めることが可能かつ必要であろう。³⁷⁾

各銀行は、債権者の銀行として介入する限り、顧客との契約上の信頼関係に基づいて、他の銀行に対して自己の利益と同様に債権者の利益を守らなければならない。なぜなら、各銀行はケースごとに、債務者の地位と債権者の地位で、大量に発生するラストシユリフト手続を行うからである。これは、全ての他の銀行にとっても、認識可能であり、自明のことである。³⁸⁾

ただし、Y銀行が主張するように、ラストシユリフトをY銀行の手元に留めておくことに関して、X側の明確な合意があった場合は別であるとして、破棄差戻し。³⁹⁾

(2) 連鎖契約概念による保護義務の拡大

連鎖契約概念を支持する立場は、右の連邦通常裁判所判決について次の点を指摘した。すなわち、均一に執行される大量取引を特徴づけるのは、一方ではその手続特有の危険や、債権者と債務者の互換的な地位、また他方では、全ての銀行が接続して形成されていて個々の銀行では決して提供できないシステムであるという。³⁹⁾

さらに、振込取引契約を連鎖契約としてとらえることで、保護義務の範囲が拡大される理由は、次のように説明される。すなわち、連鎖契約において誤った処理が行われた場合に、結果的に過誤のリスクを負担することになるのが顧客であるということは、すべての当事者にとって自明であるからである。⁴⁰⁾

(3) 連鎖契約の理論に対する批判

連鎖契約の理論は、「契約結合(Vetragsverbindung)が、当事者の意思を実現させるために必要な事例類型」として⁴¹⁾

支持された。つまり、当事者間に結ばれた個々の契約を解釈する場合に、顧客が振込取引を利用するにつき様々な事情があったとしても、支払取引の簡便化という共通の目的のみが、当事者意思として考慮されるという見方である。

しかし、連鎖契約の概念は定着しなかった⁴²。民法では、当事者の意思表示の内容が契約内容を確定すると考えるからである。

連鎖契約の理論は、民法は個々の契約の連鎖を越えた契約結合を想定していないので、民法の契約システムに調和しないと批判された⁴³。契約を私的自治の実践結果として理解する限り、直接に契約を締結していない者と契約関係にあるというためには、互いの関係を契約によって規律したいという意味表示が前提となる。しかし、連鎖契約において、そのような意思表示はみられない。そのため、連鎖契約の理論は、契約擬制の形をとって意思に基づかない責任を理論づけており、説得力のある解決方法を提示しないとされた。

(4) 第三者のための保護効を伴う契約の理論に対する批判

連鎖契約の理論を採用するかどうかは別にしても、銀行間の為替契約を第三者のための保護効を伴う契約と解すること自体もまた、問題になった。先に見た1977年の連邦通常裁判所判決(前掲判例①)に対しては、次のような批判があった⁴⁵。

連邦通常裁判所によると、ラストシユリフトによる支払取引が大量取引であるという理由から、金融機関が顧客以外の者の利益を守る義務を負うことになる。しかし、むしろ大量取引では、金融機関が負担する義務の対象の範囲は、直接の顧客関係に制限されるはずであり、逆に拡張するのは、大量取引の特徴としては全く不適當だとい⁴⁶う。

その上、連邦通常裁判所の判決のように、債権者(支払受取人)のために特別の保護義務を新しく創出する必要はなく、保護義務は法的不安定をもたらすことになる⁽⁴⁸⁾と批判される。なぜなら、通常、債権者はラストシユリフト手続を自己の利益のために利用し、その反面で、手続に伴うリスクを甘受する。このとき債権者と直接の契約関係のない債務者銀行の負担で、債権者のリスク負担を軽減することはできないと考えられる⁽⁴⁹⁾。そのため、判決がこれを認めるのは、妥当でない⁽⁵⁰⁾とされる。

(5) その後の判例

このように、1977年の連邦通常裁判所判決については、数多くの問題点が指摘された。それにもかかわらず、その後も判例は、振込取引の様々な事例において第三者の保護効を伴う契約を認めた。

例えば、1995年のフランクフルト高裁判決⁽⁵⁰⁾は、仕向銀行とは直接の契約関係のない仲介銀行が注意義務に違反した場合にも、第三者のための保護効を伴う契約の法理を、振込依頼人のために適用できるとした。

また、1997年のオルデンブルグ高裁判決⁽⁵¹⁾は、被仕向銀行と顧客の取り決めで、錯誤により振り込まれた振込金額は戻し振込するという約束がなされていたところ、誤振込にもかかわらず入金記帳が行われた事例において、戻し振込の約束は、第三者のための保護効を伴う契約から生じる振込依頼人の請求権の根拠であると同時に、振込依頼人の契約上の履行請求権を理由づけるものでもあると判断した。

第三者のための保護効を伴う契約の理論について上述のような問題点が指摘されながらも、直接の契約関係になり銀行の過誤の事例において振込依頼人を保護するためにこの理論が利用されていた。おそらく、振込依頼人の請求権を基礎づける、より適切な方法がなかったためと思われる。

4 E C 指令

こうした法状況を立法により解決する端緒となったのが E C 指令である。国際振込についての E C 指令 (Übwr-RL)⁽⁵²⁾ は、1997年1月27日、E C 内の経済統合、通貨統合への準備の一環として採択された⁽⁵³⁾。この E C 指令は、一方では、世界各国の振込取引に関する法制の統一を目指した UNCTRAL 国際振込モデル法⁽⁵⁴⁾ を受けたものであり、他方では、国際振込システムへの E C 競争規制法 (EG-Wettbewerbsregeln) の適用についての E C 委員会の布告⁽⁵⁵⁾ の精神を受け継いだものである。この E C 委員会の布告では、振込市場における、より大規模な競争により、振込サービス給付の改善と低コスト化が実現すると主張された。E C 指令の目的は、特に中小企業の支払取引を迅速、確実、低コストなものにすることにある。そのため、適用の対象は振込額が 50000 エキュ (E C U) 未満の E C 加盟国間の国際振込に限定している⁽⁵⁶⁾。そして、E C 指令の中核をなすのは、金融機関の義務についての規定である。

(1) 情報提供義務

国際振込取引に従事する金融機関は、契約条件の透明性を確保するために、振込執行の前後に振込依頼人と受取人に対して最小限度の情報を提供しなければならない⁽⁵⁷⁾。

振込前には、執行期間 (振込委託から被仕向金融機関への入金記帳までの期間、取り決めがなければ 5 銀行営業日以内) と、入金記帳期間 (被仕向金融機関への入金記帳から受取人の口座への入金記帳までの期間、取り決めがなければ被仕向金融機関への入金記帳の翌銀行営業日以内) の他、仲介手数料とサービスに対する報酬の計算方法、利子起算日、顧客と金融機関との紛争を処理する異議申立手続と救済手続 (Beschwerde- und Abhilfeverfahren)、そして為替レートが説明されなければならない (Übwr-RL 3 条)。

振込執行後または入金記帳後⁵⁸には、振込金額、仲介手数料とサービスに対する報酬の金額、必要であれば利子起算日が顧客に伝えられなければならない(Übw-RL 4条⁵⁹)。

(2) 振込が遅延した場合の損害賠償義務

金融機関は顧客の要求に応じて、執行期間、仲介手数料、サービスに対する報酬について、顧客と拘束力ある約束をしなければならない(Übw-RL 5条)。

約束に反して執行期間や入金記帳期間が守られなかった場合には、金融機関が遅延について損害賠償を支払わなければならない。

執行期間に遅れた場合は、仕向金融機関が振込依頼人に損害賠償すなわち、執行期間終了から実際に被仕向金融機関の口座に入金記帳されるまでの遅延利息を支払う義務がある(Übw-RL 6条1項2文)。この損害賠償義務は仕向金融機関の無過失責任である⁶⁰。

ただし、仲介金融機関が遅延の責任⁶¹がある場合は、仕向金融機関の損害賠償支払による損失を負担するため、仲介金融機関は仕向金融機関に損害賠償の支払をしなければならない(Übw-RL 6条1項4文)。

入金記帳期間に遅れた場合は、過失の有無にかかわらず被仕向金融機関の責任となる。したがって、入金記帳期間終了から実際に受取人の口座へ入金記帳された時点までの遅延利息が、受取人に対する損害賠償として被仕向金融機関によって支払われなければならない(Übw-RL 6条2項)。

遅延についての責任が振込依頼人あるいは受取人にあることを立証できた場合は、金融機関の損害賠償責任は発生しない(Übw-RL 6条3項)。

(3) 指図に従った振込の執行をする義務

金融機関には、振込金額全てを受取人へ入金記帳する義務がある (Übw-RL 7条1項1文)。

仕向金融機関または仲介金融機関が、不当に振込金額から振込費用を差し引いた結果、受取人が振込金全額を受け取れないときは、振込依頼人の要求に応じて仕向金融機関が差引金額を受取人へ振り込むか、振込依頼人へ入金記帳しなければならない (Übw-RL 7条2項1文)。

仲介金融機関が不当に差し引きをした場合には、その仲介金融機関は、差引金額を仕向金融機関へ振り込むか、仕向金融機関の適切な指図がある場合にはこれに基づいて受取人へ入金記帳しなければならない (Übw-RL 7条2項2文)。

被仕向金融機関は、自身が行った不当な差し引きの金額を受取人へ入金記帳しなければならない (Übw-RL 7条3項)。

(4) 不履行に基づく償還義務

執行期間内に被仕向金融機関の口座に入金記帳されない場合には、仕向金融機関は振込依頼人に対して、償還義務を負う (マネーバックギャランティ)。この償還義務は無過失責任である。⁽⁸³⁾

すなわち仕向金融機関は12500エキュまでの振込金額を、償還請求が主張されてから14銀行営業日以内に振込依頼人に再入金記帳しなければならない。償還金額には、振込委託から再入金記帳までの利息と既払料金が含まれる (Übw-RL 8条1項1文、3文)。

仲介金融機関は、自行に振込の指図をしてきた金融機関に対して、料金と利息を添えて振込金額の償還をしなけ

ればならない(Übw-RL 8条1項4文)。こうして、振込金額は、償還システムによって仕向金融機関へ戻される。

仕向金融機関による指図に瑕疵があったり、不完全なために振込が実行されない場合でも、仕向金融機関に選任された仲介金融機関は、振込金の償還に努める義務を負う(Übw-RL 8条1項5文)。

被仕向金融機関は、自らが指定した仲介金融機関により振込が執行されない場合、受取人に対して振込金額を入金記帳する義務を負う(Übw-RL 8条2項)。

振込依頼人の振込委託に瑕疵があるか不完全な場合、または振込依頼人に選任された仲介金融機関が振込を執行しない場合には、仕向金融機関およびその他の関係金融機関に償還義務はない。しかし、可能な範囲で振込金額の償還に努めなければならぬ(Übw-RL 8条3項1文)。この場合に仕向金融機関が再び振込金を取得すると、仕向金融機関は振込依頼人に入金記帳する義務を負う(Übw-RL 8条3項2文)。

償還義務は、不可抗力が原因となった場合や、取引上必要な注意をしても避けられない場合には発生しない(Übw-RL 6条)⁽⁶⁴⁾。

なお学説によれば、EC指令に定められた保証責任が予定しない損害や責任については、各国の法律が適用されると考えられている。⁽⁶⁵⁾ 例えば、仕向金融機関の償還義務に関して振込金額が12500エキュより多い場合や、EC指令では無過失責任とされているが実際には過失が認められる場合などは、国内法によって処理される。

(5) 紛争の仲裁と立法期限

EC加盟国は顧客と金融機関との間での争いに際して、適切かつ有効な抗告手続と救済手続(Beschwerde- und Abhilfeverfahren)⁽⁶⁶⁾が存在することに配慮しなければならない(Übw-RL 10条)。

この仲裁制度は、約款規制法(AGBG)29条に規定された。すなわち、「関係金融機関は、BGB 676と676g条の適用から生じる争いの仲裁のために、裁判外の手続を設け、あるいは別の立場でそのような手続に参加しなければならない...」。⁶⁶この調停所は連邦銀行に設けられる。

また、加盟国は1999年8月14日までに、このEC指令に従うために必要な法規定や行政規則を公布しなければならぬ(Üb-RL 11条1項)とされた。

- (10) BGHZ 131,60,63;BGH WM 1991,317,318. また、ジロ契約を雇用契約と請負契約の要素を兼ね備えたものとみる見解もある。例えば、Bydinski, WM 1999, 1046.
- (11) これは指図モデル(Weisungsmodell)と呼ばれる。Schneider, WM 1999, 2189, 2192.
- (12) Seiler, Münch-komm. 1997, § 675 Rdn. 68.
- (13) BGH WM 1991, 797, 798; Ehmann/Hadding, WM 1999, SBeil. 3, S. 21.
- (14) BGH WM 1991, 797, 798; Bydinski, WM 1999, 1046; Kümpel, WM 2000, 797; Seiler, Münch-komm. 1997, § 675 Rdn. 80; Ehmann/Hadding, WM 1999, SBeil. 3, S. 22.
- (15) Göbmann/van Look, WM 2000, SBeil. 1, S. 9.
- (16) BGB 780条・約束が独立に義務を根拠づけることになる方法で、給付を約束する契約(債務約束)が有効であるためには、別段の方式が定められていない限りは、書面にて約束を与える必要がある。
- (17) BGB 781条・債務関係の存在を承認する契約(債務承認)が有効であるためには、書面にて承認の意思表示を行う必要がある。存在が承認される債務関係の根拠づけについて、別段の方式の定めがあるときは、承認契約はこの方式を必要とする。
- (18) Seiler, Münch-komm. 1997, § 675 Rdn. 78.
- (19) Göbmann/van Look, WM 2000, SBeil. 1, S. 9.
- (20) Ehmann/Hadding, WM 1999, SBeil. 3, S. 22.
- (21) BGH WM 1991, 797, 798; Ehmann/Hadding, WM 1999, SBeil. 3, S. 16 f.; Göbmann/van Look, WM 2000, SBeil. 1, S. 9; Bydinski, WM 1999,

1046.; Graf, BB 2000, 157; Seiler, Münch-Komm. 1997, § 675 Rdn. 80; Köndgen, ZBB 1999, 103, 104.

- (22) Bydinski, WM 1999, 1046.
- (23) Hadding, Festschr. W. Werner, 1984, S. 165, 178 ff.; Gößmann/van Look, WM 2000, SBeil. 1, S. 9.
- (24) Gelder, WM 1995, 1253, 1259.
- (25) Canaris, Bankvertragsrecht, 3. Aufl. 1988, Rdn. 26.
- (26) Gelder, WM 1995, 1253, 1260.
- (27) Hadding, Festschr. W. Werner, 1984, S. 181.
- (28) Schön, AcP 198 (1998) 401, 451.
- (29) 交互計算契約(HGB 335条)は、取引関係に基づく双方の請求権及び給付を定期的に差引計算し、その総合的結果、すなわち残額(Saldo)を確知するために、請求権及び給付を法的に不可分の拘束に従わせる合意。必ずしも信用の付与を必要としなす。
- (30) Schön, AcP 198 (1998) 401, 452.
- (31) BGHZ 69, 82 = WM 1977, 1042; OLG Düsseldorf WM 1982, 575; OLG Frankfurt a. M. WM 1984, 726. Vgl. Möschel, AcP 186 (1986) 187, 218 ff.
- (32) Möschel, AcP 186 (1986) 187, 218 ff.
- (33) Möschel, AcP 186 (1986) 187, 211 ff.
- (34) 提唱者であるメシエル教授は複数の契約が結合する様子を鎖の連鎖に例えるので、本稿ではNetzvertragを「連鎖契約」と呼ぶ。
- (35) Möschel, AcP 186 (1986) 187, 219.
- (36) 後藤紀一『振込・振替の法理と支払取引』241頁以下へ1986年へ参照。
- (37) BGHZ 69, 82, 86.
- (38) BGHZ 69, 82, 88.
- (39) Möschel, AcP 186 (1986) 187, 219.

- (40) Möschel, AcP 186 (1986) 187, 227.
- (41) Medicus, Schriftenreihe der Juristischen Gesellschaft zu Berlin Heft 108 (1987) 14 ff.
- (42) Gelder, WM 1995, 1253.
- (43) Uwe Hüffer, ZHR 151 (1987) 93, 107 ff.
- (44) BGHZ 69, 82 = WM 1977, 1042.
- (45) Gelder, WM 1995, 1256 ff. 以下は、この文献にまとめてある連邦通常裁判所判決への批判を紹介したものである。
- (46) Hadding, Festschrift für Werner, S. 195.
- (47) Bauer, WM 1981, 1186, 1195.
- (48) Vgl. Heller, ZHR 145, 109, 118.
- (49) Hadding, WM 1978, 1366, 1374; Hadding, Festschrift für Werner, S. 195.
- (50) OLG Frankfurt a.M., Urt. v. 31. Januar 1995 = WM 1995, 1179.
- (51) OLG Oldenburg, Urt. v. 14. Oktober 1997 = WM 1998, 711.
- (52) Richtlinie 97/5/EG des Europäischen Parlaments und des Rates vom 27. Januar 1997 über grenzüberschreitende Überweisungen, ABl. Nr. L 43 vom 14.2.1997, S. 25 = WM 1997, 844 ff.
- (53) EC指令の本文の前に掲げられている、EC指令検討理由(6)。
- (54) UN Doc. A/47/17, Annex I, Yearbook of the United Nations 1992, 413. 1992年に国際連合の国際商取引委員会により制定された。モデル法及びその起源であるアメリカ統一商事法典(UNC)第4A編については、岩原・前掲註9・65頁以下参照。アメリカ統一商事法典(UNC)第4A編の詳細については、今井克典「振込システムの法的構成(2)」名法161号271頁以下へ1995年へ参照。
- (55) Vgl. Bekanntmachung ABl. Nr. C 251 vom 27.9.1995, S. 3.
- (56) EC指令検討理由(2)。(7)。
- (57) このEC指令は、国際金融取引における銀行約款の透明性保証の勧告(ABl. Nr. L 67 vom 15.3.1990, S. 39.)においてEC委員会
が提唱した原則を実現したものである(EC指令検討理由(8))。

- (58) 振込の執行とは被仕向金融機関へ入金記帳を、入金記帳とは受取人への入金記帳のことを意味すると思われる。
- (59) 以上の情報提供義務は、有償事務処理契約の総論部分（BGB 675 a条）に定められた。
- (60) Gößmann/van Look, WM 2000, SBeil.1, S.7.
- (61) Gößmann/van Look, WM 2000, SBeil.1, S.7. によると、仲介金融機関の責任は、BGB 276条「債務者の過失責任」、278条「履行補助者の過失責任」、279条「種類債務における主観的不能」に基づくものなのか、それとも、損害発生の原因が仲介金融機関の支配する領域から生じたために責任を負う（仲介金融機関の危険領域についての帰責）のかは不明である。ただ、振込法の立法者は、BGB 676 e条は危険領域についての帰責であると理解するという。BGB 676 e条は「振込の実行が遅れた原因が、仲介金融機関の責任領域にある場合には…」と定める。
- (62) Gößmann/van Look, WM 2000, SBeil.1, S.7.
- (63) Gößmann/van Look, WM 2000, SBeil.1, S.7 ff.
- (64) EC指令検討理由(13)は、主催旅行についてのEC指令(ABl.Nr.L 158 vom 23.6.1990, S.59)における「不可抗力」の概念を引き合いに出す。
- (65) Ehmann/Hadding, WM 1999, SBeil.3, S.5; Bydinski, WM 1999, 1047.
- (66) Grundmann, WM 2000, 2269, 2270.

三 ドイツ振込法

1 ドイツ振込法の成立

1997年のEC振込指令を受けて⁽⁶⁷⁾、1999年7月21日、振込法(Uberweisungsgesetz)が成立した。ドイツ民法典の改正という形で、債務法の「第10章 委任と類似の契約」に、有償事務処理契約(675条～676g条)の下

位類型として、振込依頼人と仕向金融機関との間の振込契約(676a条)、仲介金融機関とその前に介在する金融機関との間の支払契約(676d条、676e条)、金融機関と顧客との間のジロ契約(676f条、676g条)が設けられた。

振込法は、まず1999年8月14日にEU加盟国とヨーロッパ経済地域内での国際振込について施行された。次いで2002年1月1日から、その他の振込、すなわちドイツ国内における振込および上記の区域以外の第三国に対する国際振込にも適用が開始された。

後にみるように、確かに、振込法成立に直接寄与したのはEC指令であり、その内容の大部分を受け継いだことは明らかである。しかし、EC指令が国際振込のみを規律するのにもかかわらず、振込法は、国内振込をも対象とし、しかも民法典改正という方法を選択した。このことは、振込法成立が、EC指令への単なる追従以上の意義をもつことをうかがわせる。振込法には、国際振込の基準を定めると同時に、これまでのドイツ民法による処理の問題点を解決する目的があったはずである。

そこで、振込法以前の法状態において決定的な解決を欠いていた問題、すなわち振込の執行が仲介金融機関あるいは被仕向金融機関のもとで滞った場合の処理について見ていきたい。そのため、以下では振込契約(676a条)、676c条)に焦点を当て、政府草案理由書⁶⁸を手がかりに、改正前のドイツ民法による振込処理の問題点と、改正法による権利・義務関係を明らかにする。振込法は、既存の民法上の概念を用いて、振込取引契約をどのように説明しているか。あるいは、振込取引契約の特質を考慮して、例外的扱いをせざるを得なかったのはどのような点だろうか。

2 当事者の権利・義務と契約の性質（概説）

はじめに、振込法がどのように当事者の権利関係を規律するかを概観する。政府草案理由書⁽⁶⁹⁾によると、仕向金融機関の義務はBGB 676 a条1項によって次のように変更されたという。

これまでは、振込委託を指図(BGB 665条)とみなしていたため、受任者は通常、委任者の指図に従わなければならず、銀行には委託を執行する際に振込を拒否、修正する権利がなかった⁽⁷⁰⁾。そのため仕向金融機関の義務は結果達成のための努力義務にすぎなかった。それに対して振込委託を振込契約として規定する振込法によると、振込契約の締結は仕向金融機関の義務ではなく、依頼人の申込を拒絶することもできる。それゆえ振込契約を締結すれば、振込の結果達成が義務づけられるという。自行内振込では受取人への入金記帳、他行間振込では受取人口座への入金記帳ではなく、被仕向金融機関の口座への入金記帳までが義務づけられる。振込法は、振込委託を指図構成から契約構成に変更し、仕向金融機関に結果達成義務を課したという説明である⁽⁷¹⁾。

理由書は、このような仕向金融機関の義務の変更を、契約類型の変更とみなす。すなわち、振込契約は、結果達成の努力を目的とする有償事務処理雇用契約から、振込の結果へ向けられた有償事務処理請負契約へ転換したとする。そしてその結果、仕向金融機関の保証責任が規定されたという。

振込法では、振込が執行期間内(国内における他行間振込では3営業日以内)にも、猶予期間内(振込依頼人の償還請求から14営業日)にも振込が発生しない場合には、振込依頼人は12500ユーロまでの金額(保証金額)に既に振込のために支払った対価や費用を加えた額の償還を請求できる(BGB 676 b条3項)。そして、仕向金融機関は、仲介金融機関の過失についても、自己の過失と同様に責任を負う(BGB 676 c条1項)。

保証責任が必要となった理由を、政府草案理由書は次のように説明する。振込契約は請負契約の性質を有するの

で、BGB 649条により仕事の完成まではいつでも解約告知できる。従来は、解約告知がなされると、前払金引渡請求権(BGB 667条)に基づいて振込金の償還が行われた。したがって振込法でも、これに代わる保証責任を定める必要がある。

また、保証責任を実現するためには、復委任の構成を維持できなかった。復委任とすると、BGB 664条1項2文、3文により仲介金融機関の行為について責任を負わないことになるからである。理由は、BGB 278条の適用をBGB 676c条1項3文に明示するべきであると述べている。

以上のように、振込依頼人と仕向金融機関の権利と義務は、振込契約、すなわち請負契約の性質を帯びた有償事務処理契約から生じている。次に、その特徴がよく現れる問題、すなわち、振込依頼人による解約告知、仕向金融機関の保証責任、仕向金融機関と仲介金融機関の関係について、これまでの権利関係と比較しながら検討していく。

3 振込依頼人による解約告知

(1) 法的根拠

これまでのドイツ法では、振込委託を撤回する権利は、判例や学説により、様々な方法で根拠づけられてきた。例えば、有償事務処理契約(BGB 675条)には準用できないBGB 671条1項「委任の撤回及び告知」を抛りどころにしたり、BGB 649条「注作者の告知権」の適用のもとに肯定された⁷²⁾。また、単にジーロ関係の枠における振込依頼人に常に権利のある「反対指図」とみなされることもあった。

政府草案理由書⁷³⁾は、振込法における振込依頼人の解約告知権を、これまでの撤回権と比較して次のように説明している。新しい分類によると、振込は請負契約の性質をもつ独立した有償事務処理契約とされる。振込法でもBG

B 6 4 9 条 1 文 に 従 え ば、既 に 被 仕 向 金 融 機 関 に 到 達 し た 振 込 金 額 を 振 込 依 頼 人 が 取 り 戻 す こ と が で き る は ず で あ る が、B G B 6 7 6 a 条 4 項 は、B G B 6 4 9 条 1 項 に よ る 依 頼 人 の 解 約 告 知 を 制 限 す る。

(2) 解 約 告 知 期 間 の 短 縮

連 邦 通 常 裁 判 所 は、振 込 委 託 が 最 終 的 に 執 行 さ れ る ま で、す な わ ち 受 取 人 の 口 座 へ 入 金 記 帳 さ れ る ま で、振 込 委 託 の 撤 回 は 可 能 だ と 判 断 し て き た。⁷⁴ こ れ に 対 し て B G B 6 7 6 a 条 4 項 は、次 の よ う に 解 約 告 知 の 期 間 を 短 縮 し た。

振 込 依 頼 人 は、執 行 期 間 の 開 始 前 に は、常 に 振 込 契 約 を 解 約 告 知 で き る。執 行 期 間 開 始 後 は、振 込 金 額 が 被 仕 向 金 融 機 関 の 口 座 に 入 金 記 帳 さ れ る ま で に、被 仕 向 金 融 機 関 に 通 知 さ れ る 場 合 に の み、解 約 告 知 は 可 能 だ と 認 め ら れ る (B G B 6 7 6 a 条 4 項 1 文)。

つ ま り、こ れ ま で は 振 込 金 額 が 受 取 人 の 口 座 へ 入 金 記 帳 さ れ る ま で 解 約 告 知 で き た が、こ の 条 文 に よ り 解 約 可 能 な 期 間 は 被 仕 向 金 融 機 関 の 口 座 へ の 入 金 記 帳 ま で に 短 縮 さ れ た。

解 約 告 知 期 間 の 短 縮 は、振 込 依 頼 人 に と っ て は 不 利 だ と 認 め ら れ る が、支 払 取 引 の 迅 速 化 と い う E C 指 令 の 目 的 に 沿 っ た も の と い え る と 評 価 さ れ て い る。⁷⁵

ま た、当 事 者 間 の リ ス ク 配 分 の 観 点 か ら は、解 約 告 知 期 間 の 短 縮 は、振 込 依 頼 人 の 無 資 力 リ ス ク に つ い て の 受 取 人 の 負 担 を 免 れ さ せ る。特 に、受 取 人 の 債 権 者 で 振 込 金 の 他 に 担 保 を 有 し な い 者 が 負 担 す る 受 取 人 の 無 資 力 リ ス ク が 減 少 す る と 説 明 さ れ る。⁷⁶

す な わ ち 仮 に、受 取 人 へ の 入 金 記 帳 が 行 わ れ る ま で 解 約 告 知 が 可 能 だ と す る と、被 仕 向 金 融 機 関 の 振 込 処 理

が遅延した場合、振込依頼人は解約告知を行い、振込金の返還を受ける。そして、再度の振込が行われる前に振込依頼人が無資力状態に陥ると、受取人は振込を受けることができなくなる。

これに対して、解約告知は被仕向金融機関への入金記帳の時点以後は許されないとすると、振込依頼人はもはや解約告知できない。一方、受取人は、振込金額と遅延利息を得ることができ(BGB 676g 条1項2文)、振込依頼人の無資力リスクの負担を免れる。その結果として、受取人の債権者にとっても、受取人の無資力についてのリスクが減少する。

(3) 支払取引システムにおける解約告知

支払取引システムは、双方債務の支払のために機能する金融機関のシステムで、貯蓄銀行の間ならびに連邦銀行に設置される。⁷⁷ そのシステム内で規定された解約告知期間が、法定の解約告知期間に優先して適用される。

支払取引システムの枠内では、第1文と異なり、振込は既にシステムの規定に定められた時点より、もはや解約告知されない(BGB 676a 条4項2文)。つまり、支払取引システム内で、解約告知の期限を、被仕向金融機関への入金記帳より前の時点と定めていけば、その時点より解約告知できなくなる。

この条文は、次のように評価される。⁷⁸ すなわち、支払取引システムでは、解約告知の期限について統一の規定を設けることで、取引の簡略化を目指している。そこには、一般の利益(「システム全体の利益」)が保護されるべきで、顧客の利益に偏向すべきではないという価値判断がある。

(4) 仕向金融機関の通知義務

仕向金融機関は、解約告知を被仕向金融機関へ遅滞なく通知しなければならない(BGB 676 a条4項3文)。
 この第3文は、振込法草案に対する連邦参議院意見と連邦政府の反対意見⁽⁷⁹⁾に基づいて、振込法で付加された。
 意見書の提案理由によると、振込法草案676 a条4項1文で振込依頼人の解約告知権は制限されるので、解約告知の通知をできるだけ早く被仕向金融機関へ到達させ、通知が遅れることで解約告知が無駄にならないように、仕向金融機関の通告義務を確保するべきだという。これまでも判例によると、「仕向金融機関は遅滞なく撤回を転送する義務を顧客に対して負⁽⁸⁰⁾」っていたが、これが明文化された。

BGB 676 a条4項に第3文が付け加えられたことで、顧客は、解約告知権をより確実に行使できるようになったが、第1文、第2文により、顧客の利益よりも支払取引の迅速化、簡便化を追求する方向で規定された。

4 仕向金融機関の保証責任

(1) マネーバックギャランティ

政府草案理由書⁽⁸¹⁾は、BGB 676 b条3項の前置きで「マネーバックギャランティ」について、以下のように説明する。例えば、仲介金融機関の破産や、為替決済システムにおける誤記帳が原因で誤入金が生じ、振込金を取り戻せなくなることがある。このような場合に、振込金をシステムにおいて喪失するリスクを誰が負担するかという問題が生じる。

次に詳しく検討する立法前の連邦通常裁判所の判例⁽⁸²⁾では、このリスクを振込依頼人に課した。しかしEC指令8条1項は判例とは異なり、仕向金融機関がリスク負担すべき旨を規定した。BGB 676 b条3項のマネーバック

クギヤランティはこれを受け継いだものである。

判例② BGH, Urt. v. 19. März 1991 = WM 1991, 797.

【事実の概要】 1988年5月24日、Xは注文したプリンターの代金としてカリフォルニア州の納入業者へ142376 USドルを支払うため、Y銀行に振込委託を行った。振込委託には、航空貨物運送状の提示後、受取人へ入金記帳がなされるべき旨が明記されていた。

Y銀行はA銀行に対し、納入業者の口座があるA銀行バークレー支店(カリフォルニア州)へ振込を依頼した。振込委託には、納入業者への入金記帳は注文した商品についての航空貨物運送状の提示と引き換えに行わなければならないと記されていた。

Y銀行はA銀行との口座の接続がなかったので、Y銀行の取引銀行であるB銀行を介在させて振込委託をし、Xの口座に借方記入をした。

ところが5月27日、A銀行は振込委託の実行を拒絶する旨をY銀行に伝えてきた。A銀行は条件付の支払委託を処理しないというのがその理由だった。A銀行に入金されていた振込金額は、B銀行へ戻された。6月2日に、Y銀行は24445959 DMを5月24日の支払委託の不履行による償還として、Xへ入金記帳した。Xと納入業者との考えの食い違いにより、プリンターは買い取られなかった。

その後、Y銀行はドル建ての振込金を返還するようB銀行に主張したが認められなかった。Y銀行の調査によると、B銀行はAから戻された金額を仲介口座に入金した。6月3日、B銀行はA銀行の請求に基づいて再びA銀行に入金記帳し、続いて受取人である納入業者へ入金記帳した。9月13日、Y銀行はXの口座への償還による

入金記帳を訂正し、借方記帳した。

Xは9月13日の借方記帳の金額を、6月2日までの利息を付して入金記帳することをYに請求した。

【裁判所の判断】 控訴審は、Y銀行の借方記帳をする権利を否定してXの請求を認めたが、連邦通常裁判所は次の理由でこれを斥けた。

1、BGB 670条による費用賠償請求権⁽⁸⁾は、Yが振込委託を、入金記帳に関する条件を付して被仕向銀行へ伝達し、Bを経由して必要な金額を被仕向銀行へ入金記帳することにより、Xから付与された指図を執行すると発生する。行内振込あるいは本支店間振込と異なり、他行間振込では通常、仕向銀行には受取人口座への入金記帳をする義務がない。費用賠償請求権については、受取人口座への入金記帳が生じるかどうかは問題にならない。

本件は、受取人口座への入金記帳が行われないという事例ではない。被仕向銀行が振込委託を拒絶し、Xがそれを信用した後に入金記帳が行われるのは、Xの指図から逸脱している。しかし、入金記帳を行った両仲介銀行の瑕疵ある行為についてYに責任はない。これらの仲介銀行はYの履行補助者ではなかったからである。指図からの逸脱はYの費用賠償請求権を妨げない。

2、上記のような振込の中止の場合、Xの指図は、仲介銀行への振込委託と資金の転送をもって履行済みである。撤回や解約告知によっても、既に発生した費用賠償請求権を遡及的に消滅させることはできない。

3、6月2日のYからXへの入金記帳は、戻し振込の際に生じるXのBGB 667条に基づく償還請求に対して、YがBから振込金の返送を受ける前に履行したものである。Yは、この入金記帳によって現実には存在しないXの請求を履行した。したがって、YはBGB 812条1項1文により不当利得返還請求権を取得する。

しかし、控訴裁判所は、Yの不当利得の抗弁を排除する契約上の取り決めが存在したかどうかを調べなかった。破棄差戻し。

この判例によると、仕向金融機関は、行内振込あるいは本支店間振込では、通常、受取人口座への入金記帳の義務を負う。一方、他行間振込では、被仕向金融機関の口座へ入金記帳する義務が生じる。また、Xの口座に借方記帳する権利、すなわちBGB 670条に基づくYの費用賠償請求権は、受取人口座への入金記帳にかかわらず、発生するという。

そして、本件のような振込の中止の場合には、指図は振込委託と振込金額の仲介金融機関への転送により履行されており、既に発生した費用賠償請求権(BGB 670条)は解約告知等によって遡及的に消滅しないとす。その結果、振込金喪失のリスクを振込依頼人が負担することになる。

(2) EC指令

EC指令(Dir-RI) 8条1項1文(3文)は、仕向金融機関の償還義務を定めた。仕向金融機関は、振込依頼人が償還請求をしてから遅くとも14銀行営業日以内に、利息と手数料を加えて12500エキュまでの振込金額を振込依頼人へ再入金記帳しなければならない。その間に被仕向金融機関の口座へ振込金額が入金記帳された場合にはその義務はない。なお、振込依頼人による償還請求は、執行期間(合意がなければ振込委託の引受の翌日から5銀行営業日以内)が経過した後になしうる。

政府草案理由書⁽⁸⁴⁾は、これらの規定が、訴訟で振込の不履行を立証する困難から振込依頼人を解放することを指摘

する。というのは、振込委託の引受から5銀行営業日以内にも、償還請求から14銀行営業日以内にも、振込金額が被仕向金融機関の口座へ入金記帳されない場合には、振込は遅滞しているだけではなく、不履行に陥っているとみなされるからである。

依頼人による償還請求が主張されてから14銀行営業日以内に振込が執行された場合には、依頼人の解約告知は無効となる。理由書⁽⁸⁵⁾は、その点で問題なのは、EC指令による解約告知が、振込が執行されるまでは振込委託をいつでも解約告知できるとするBGB 649条1項と調和するかであると述べている。

EC指令についてのこれらの指摘は、そのまま振込法にも当てはまる。

(3) 振込法

EC指令8条を受けて、BGB 676b条3項に仕向金融機関の振込金償還義務が規定された。

振込依頼人は、執行期間(国内における他行間振込では3銀行営業日以内)が経過するまでも、振込依頼人の償還請求から14銀行営業日の猶予期間内にも、振込が発生しない場合には、既に振込のために支払った対価や費用を含めて12500ユーロ(保証金額)までの振込金額の償還を請求できる。

この場合、振込金額には、執行期間の開始から受取人の口座へ保証金額が入金記帳されるまでの、1項2文に定められた利息⁽⁸⁶⁾を付さなければならない。

振込依頼人の償還請求と猶予期間(償還請求から14日銀行営業日以内)の経過により、振込契約は解約告知されたものとみなされる(以上BGB 676b条3項1文、3文)。

政府草案理由書⁽⁸⁷⁾によると、BGB 676b条3項1文は、執行期間に遅れても振込を生じさせ、振込委託の解

約告知を回避する可能性を金融機関に与えるものであるという。

(4) 保証金額

B G B 676b条3項1文によれば、保証金額は12500ユーロまでに限られている。保証金額を上回る金額については、返還の方法はないのだろうか。

振込法草案に対する連邦参議院意見と連邦政府の反対意見(以下、意見書⁸⁸)は、振込法草案676c条1項2文に不当利得返還請求権が排除されないことを付け加えるように提案した。それを受けて振込法では、「過失を要件とするその他の請求権や、不当利得返還請求権は妨げられない」と規定された。

意見書によると、不当利得返還請求権を排除しないのは、仕向金融機関が振込依頼人の口座に借方記帳したが、振込が執行されず仕向金融機関が振込金額を保持している場合には、12500ユーロを超える振込金額の償還請求をも認定すべきという理由からである。

意見書は、これに続けて以下のように述べる。E C指令8条1項は、振込委託の執行のために受け取った物の返還請求権(B G B 667条)を修正した特別な請求権、つまり償還請求権を創出する。しかし、不当利得返還請求権は排除することはできないし、排除されないだろう。

このように、仕向金融機関のもとに滞っている振込金を不当利得として返還請求することができれば、B G B 676b条3項が保証金額を12500ユーロに制限しても、そのような制限は実務上問題にならない⁸⁹。

(5) 指図の欠缺など

BGB 676b条3項の償還請求権は、保証金額を制限する他、「振込依頼人が仕向金融機関に対して瑕疵ある指図もしくは不完全な指図を行ったために振込が発生しなかった場合、または振込依頼人が明白に指定した仲介金融機関により振込が実行されなかった場合には成立しない」(BGB 676b条3項6文)としている。⁹⁰⁾ 例えば、振込依頼人が瑕疵ある指図を行うと、償還請求は全く認められない。

これに対して、振込金額の喪失について振込依頼人と仕向金融機関に共同過失(BGB 254条)を認めるべきであるという意見がある。つまり、BGB 254条をBGB 667条に基づく償還請求権に適用し、振込金額の喪失に関する過失の程度に応じて損害を公平に分配するというものである。これによると、包括的な責任分配よりも共同過失による解決の方が、法政策的にも説得力があるし、共同過失の適用はドイツ民法のシステムに調和するという。⁹¹⁾ また、振込依頼人が瑕疵ある指図を行うと償還請求が全く認められないとする規定は、ドイツ法にクリーン・ハンド理論を持ちこみ、依頼人にとって不利な結果を招くものであり、正当化の根拠を欠くと批判される。⁹²⁾

この問題についてEC指令は、振込依頼人側に振込が執行されない原因がある場合に、「仕向金融機関とその他の関係金融機関は：可能な範囲で振込金額の償還に努めなければならない」(EC指令8条3項1文)と規定する。E指令は償還義務を包括的に否定するのではなく、努力義務として金融機関に課していた。これと比較すると、BGB 676b条3項6文は振込依頼人に厳しいものといえる。

(6) 不可抗力

さらに、償還請求権は、「振込執行の際の瑕疵の原因が不可抗力である場合には排除される」(BGB 676b条4

項)。これは、EC指令9条を受け継いだものである。

この判断基準は、以下のように説明される。⁹⁴ 例えば、仲介金融機関の瑕疵ある行為や倒産など、給付履行に加わった機関による履行の拒絶や中止は、不可抗力ではない。それに対して、給付履行に加わらなかった第三者が異常事態に陥った場合については、金融機関が危険を予見し、予め対策を整えることができなかつたときに限り、不可抗力と判断される。例えば、ストライキは不可抗力の事例として認められるべきであり、予め対策を講じることができない停電は不可抗力ではない。

5 仕向金融機関と仲介金融機関の関係

(1) 復委任

これまでのドイツ法では、仕向金融機関と仲介金融機関は復委任の関係にあるとされてきた。振込法においてこれが改められた理由を知るために、振込法以前の判例を通して復委任構成の問題点を確認する。

判例③ BGH, Urt. v. 18. Dezember 1951 = BGHZ 4, 244.

【事実の概要】 Xは貯蓄銀行Y(西側地区)およびC銀行W支店(東側地区)にそれぞれジロ口座を有していた。

C銀行W支店にはXの工場Rのジロ口座もあった。1945年3月14日、XはYに対して、C銀行W支店への振込を委託した。その内容は、Xの口座へ500000ライヒスマルク(以下RM)を、また、Rの口座へ300000RMを振り込むというものだった。

Yは同日、各金額をXの口座から借方記帳し、中央振替銀行(Girozentrale)を経由して貯蓄銀行Bへ給付した。

3月21日、振込金額はさらにC銀行B支店へ転送された。同日、郵送にてベルリンのC銀行本店への転送が指示された。ベルリン本店はC銀行W支店へ両金額を転送するはずだった。

しかし、控訴審の推定によると、両振込金額はB支店からベルリンへ郵送する過程で失われたとみられた。少なくともW支店には到達しておらず、C銀行W支店の受取人口座に両振込金額の入金記帳は確認できなかったという。そこで、XはYに対して80000DMの再入金記帳を請求した。なお、この時点でドイツ国内の通信網は戦火により東西に寸断され、東西にまたがる振込の執行は事実上不可能になっていた。

【裁判所の判断】 控訴審において、Xの再入金記帳請求は以下の理由により認められなかった。Yが使用する普通取引約款により、Yには貯蓄口座取引での振込委託を執行する権利があり、銀行取引の執行のために第三者を注意深く選任する責任を負う。しかし、振込委託の結果についてまでは責任を負わない。

連邦通常裁判所は以下のように判示した。中央振替銀行への振込委託の転送と、中央振替銀行のための貸方記帳により、Yは振込委託の執行のために銀行慣行上要求されるすべてのことを行った。振込委託は、他の金融機関の復委任により執行されて構わなく(BGH,Urt.v.18.Mai 1951)。

Yの前払請求権に基づきXの口座に借方記帳がなされたのだが、Yに対する前払金の返還請求権が形を変えたXの再入金記帳請求権は、次のような理由で認められない。

①振込委託の執行が何らかの理由で目的を達成しないときには、たとえ義務は無くても、Yは前払金の返還、すなわち再入金記帳をするべきである。②Yは振込委託の執行が不可能であることが明らかに確実になったら、銀行契約に基づいて遅滞なく次の連鎖、つまり中央振替銀行に対して振込金額の返還を請求する義務をXに対して負う。③この請求権を遅滞なくXに譲渡すれば、YはXのすべての請求権から解放されるはずだった。

しかし、Yは訴訟の過程で、つまり通貨改革後になって初めてそのような譲渡を申し出たが、訴訟中の受け取りは拒否された。通貨立法(Währungsgesetzgebung)によると、新通貨施行以降、他の金融機関に対する旧通貨の債権や金融機関の債務は失効し、この時点で返還記帳についての譲渡可能な請求権はもはや存在しないということだった。

次に、Yは振込金額を後続連鎖から取り戻す義務と、必要な場合には、中央振替銀行に対して発生した請求権をXに譲渡する義務の履行を、既に通貨施行前に遅滞していたかどうかが問題となる。

この問題を判断するためには、通貨施行前に適切な請求が可能な状態であったか、Yがこれを認識すべきだったかが重要な問題である。事実関係によると、振込金額は3月21日にC銀行B支店の財産に到達した。B支店からベルリンの本店へ発送されたのは確定しているが、どの過程で失われたか、ベルリン本店でB支店の借方記入が行われたかは不明である。

Yの遅滞の観点のもとにXの請求を根拠づけることができるかどうかは、事実審でのさらなる審理確定なしには判断できない。破棄差戻し。

この判例では、仲介金融機関は仕向金融機関とは別の法人で、仕向金融機関と仲介金融機関は復委任の関係にあると判断された。復委任における受任者、すなわち仕向金融機関は、委託により自己の責めに任ずべき過失についてののみ責任を負う(BGB 664条1項2文⁹⁶)。自己の過失とは、選任・指図における過失や監督上の過失に限定される。控訴審は仕向金融機関の義務として、仲介金融機関の注意深い選任を挙げ、上告審は、振込委託は、振込委託の仲介金融機関への転送と、振込金額の仲介金融機関への貸方記帳により完全に執行されると述べた。このよう

に、復委任からは、仕向金融機関に振込委託の結果についての責任は発生せず、振込依頼人は振込金額の返還を請求できない。

1991年判決(BGH,Urt.v.19. März 1991 = WM 1991,797,798 = 前掲判例②)は、仲介金融機関の法的地位について、当該仲介銀行は仕向金融機関の履行補助者ではないので、当該仲介銀行の瑕疵ある行為に仕向金融機関の責任はないと判示した。

仲介金融機関の行為について仕向金融機関が責任を負うかどうかは、判例では以下の二つの点から論じられた。まず、仲介金融機関を選任する際の瑕疵について、原告の主張があれば仕向金融機関の責任を肯定する可能性があった。BGB 664条1項2文が適用されるということである。次に、仲介金融機関は仕向金融機関の履行補助者ではないので、指図を逸脱した仲介金融機関の行為について仕向金融機関には責任がないとされた。その結果、仲介金融機関の行為により発生したリスクは、振込依頼人が負担することになる。

(2) 振込法

金融機関が自己の義務の履行を目的として使用する金融機関について、EC指令は保証責任を定めている。しかし、政府草案理由書⁹⁷によると、これまでのドイツ法の復委任構成のままでは、BGB 278条の履行補助者の過失責任の原則に反して、仕向金融機関は仲介金融機関の過失について責任を負わず、保証責任を実現できないだろうと考えられた。そこで、EC指令8条を参考にして、BGB 676c条1項3文にBGB 278条を手本とした責任を規定することになった。

理由書⁹⁸によると、BGB 278条は請負契約に適用され、それゆえ振込契約にも適用されるという。しかし、

次のようなことが懸念された。EC指令は、振込契約では他の金融機関を介在させることは認められており、しばしば不可避でもあることを前提としている。このことにより、BGB 664条1項2文と3文の適用が促され、BGB 278条が振込委託執行の際の瑕疵に適用されないのではないかと恐れた。そして、この誤りを予防するために、BGB 278条の適用がBGB 676条1項3文に明示的に規定されるべきであると述べた。

BGB 676c条1項3文は、「仕向金融機関は、仕向金融機関自身の過失と同様に、仲介金融機関が負担する過失を代わりに負担する。ただし、振込依頼人によって指定された仲介金融機関に本質的な原因がある場合はこの限りでない。」と規定した。⁹⁹この点で、EC指令よりも仕向金融機関の責任が厳格にされたといえる。しかし、BGB 278条の適用は明示されなかった。

(3) 履行補助者の過失責任

多くの文献¹⁰⁰は、BGB 676c条1項3文は、仲介金融機関を仕向金融機関の履行補助者(BGB 278条)として規定したと評価する。しかし、政府草案理由書において、BGB 278条の適用が明示的に規定されるべきであると主張されたにもかかわらず、振込法がこれを採用しなかったのはなぜだろうか。

(ア) BGB 278条との関係

振込法にBGB 278条の適用が明示的に規定されなかった理由として、仲介金融機関の過失についての仕向金融機関の責任が、BGB 278条の適用要件を満たさない点を挙げる見解がある。¹⁰¹これによると次のように説明される。

BGB 676c条1項3文に従うと、仕向金融機関が自己の過失と同様に仲介金融機関の過失につき責任を負

う。この法律効果は、BGB 278条にいう履行補助者の過失責任に適合する。

他方でBGB 278条は、①債務者の義務の履行のために第三者を使用することを要件とする。この場合、②債権者が望む給付が債務者自身によって履行可能であることが前提となる。しかし、振込取引における仕向金融機関の給付義務は、別の金融機関を選任し、顧客の望む、その後続く処理を委託すると同時に果たされており、履行が期待される仕向金融機関の債務はもはや存在しない。したがって、仕向金融機関が義務を履行した後に主張される仲介金融機関の過失は、履行補助者の過失責任の要件を満たさないとする。

このように、政府草案理由書が述べたBGB 278条の「手本」としての役割は、法律効果に限定され、要件については「手本」にされなかったと結論する。そして、このような仕向金融機関の責任を「準(Quasi)履行補助者の過失責任」と呼んでいる。

(イ) これまでのドイツ法との比較

振込法以前のドイツ法で、仲介金融機関が仕向金融機関の履行補助者として認められなかったのは、他行間の振込取引における仕向金融機関の義務が、仲介金融機関の注意深い選任と振込金額の仲介金融機関への転送に限られていて、「債務者の義務の履行のために第三者を使用する」という要件が既に欠けているという理由からだった。⁽¹⁰⁾

一方、振込法によると、仕向金融機関には仲介金融機関の協力により被仕向金融機関へ振込金額を転送する義務がある(BGB 676a条1項2文)。これによりBGB 278条のいう、「債務者の義務の履行のために第三者を使用する」という要件は充足する。⁽¹¹⁾

しかし、仲介金融機関への委託内容である、振込金額の被仕向金融機関への転送は、債務者自身によっては履行できないものであるから、「債権者が望む給付が債務者自身によっても、履行可能である」という要件は欠如して

いる。

以上をまとめると、右(A)で挙げた①と②の要件を共に満たさなかったこれまでのドイツ法では、BGB 278条は適用されず、仲介金融機関は仕向金融機関の履行補助者ではないとされた。これに対して振込法では、BGB 676 a条1項2文が①の要件を満たすことによつて、仕向金融機関は、いわば履行補助者類似の責任を負うことになったといえる。ここにも、振込契約を、結果責任を特徴とする請負契約の性質を有する有償事務処理契約として規定した成果が現れている。

6 責任制限

仕向金融機関の義務とともに、責任制限の問題も議論的になった。責任制限をめぐるのは、振込法が定めた責任制度は重すぎるといふ批判と、逆に責任を制限することを問題視する立場がある。⁽¹⁰⁾責任制限は、いかなる状況から必要とされたのか。過失に基づく請求権についての責任制限(BGB 676 c条1項4文、5文)と、契約上の取り決めによる責任制限(BGB 676 c条3項)の立法理由を順に見ていく。

(1) 過失責任の制限

BGB 676 c条1項4文は、仲介金融機関の過失に基づく仕向金融機関の責任(BGB 676 c条1項3文)について「外国への口座振込の場合、25000ユーロに制限できる」と規定する。

政府草案理由書⁽¹⁰⁾は、次のように説明する。国内振込では、金融界(Kreditwirtschaft)の振込に関する合意によつて、必要な償還は保証される。しかし、外国との取引においては償還が可能でない場合がある。そこで、責任制限に

よって必要な償還が守られるべきであるとする。

これを承けて、BGB 676c 条1項5文は過失責任の限度額を設けた。すなわち「振込の遅延や不履行により発生した損害についての責任は、12500ユーロに制限できる。ただし、このことは故意または重過失、利息損害、金融機関が特に引き受けた危険には妥当しない」と定める。

理由書⁽⁶⁾は、このような責任制限の根拠を、顧客の不利益回避に求める。金融機関は、利息損害を除き、自行の遅延した振込執行がさらに損害を引き起こすかを、振込から看取することはできない。金融機関が責任を負うかどうかは、帰責性の問題に関連する。それぞれの振込の際に「損害可能性」について、当事者に対して問い合わせが行われるなら、金融機関は帰責性があるかどうかを判断できる。しかし、支払取引という大量取引においてそれは不可能である。したがって、金融機関はそのようなリスクに対して保険をかけることもあり得るだろう。しかし、それは全体のコストを引き上げ、結局は顧客の不利益になるだろう。この不利益は、責任制限の可能性によってのみ回避できるという。

(2) 契約上の取り決めによる責任制限

EC指令では、振込に関する責任を当事者が任意に排除、制限することはできない⁽⁷⁾。しかし、立法者は、一部の振込には責任排除、制限を禁止することは正当化できない⁽⁸⁾と考えた。そこで振込法は、特定の振込では当事者の合意、すなわち普通取引約款による責任排除、制限を可能にする旨を、以下のようにBGB 676c 条3項に定めた。

「別段の取り決めがない限り、次に挙げる振込の際にだけ、振込依頼人の不利益になるような、BGB 675

条1項、676a条、676b条、676c条1項と異なる取り決めが許される。

1、振込依頼人が金融機関である振込

2、振込金額が75000ユーロを超える振込

3、ヨーロッパ連合やヨーロッパ経済地域以外に所在する金融機関の口座へ入金記帳されるべき振込。」

右の各振込について約款による責任制限が認められる。これらの振込について責任制限を許容する理由は、次のように説明される。⁽¹⁰⁾

第一の、金融機関が振込依頼人である振込取引では、顧客が同じ分野の専門家で、その約款がその分野一般に使用されているものである場合には、約款規制法の保護目的はあまり顧慮されないという。

第二の75000ユーロを超える振込についても、⁽¹⁰⁾約款条項で責任制限を定めても、この条項は有効となる。仮に、このような巨額の振込について責任制限がないとすると、金融機関は振込委託を引き受けないだろう。この規定により責任制限を設けることができ、顧客は巨額の振込を達成できるといふ。

第三に、ヨーロッパ連合やヨーロッパ経済地域以外(以下、第三国とする)に所在する金融機関の口座へ入金記帳されるべき振込について責任制限が許される。

政府草案理由書⁽¹¹⁾は、第三国では仕向金融機関に対して償還が行われない点を理由とする。すなわち、EC指令や振込法の規定は、仕向金融機関以外の金融機関が振込処理の瑕疵の責任を負うべき場合に、仕向金融機関が償還を受領できることを前提としている。ところが、いずれの第三国においても、そのような償還は行われない。しかし、振込法の統一性を保つためには、第三国への振込を包括的に適用範囲から除外するわけにはいかない。むしろ、第三国への振込に関して、責任規定の強行法規的性質を取り除くことで十分だと考えた。

(3) 約款規制法9条2項改正問題

以上に見てきた責任制限は、約款に規定される。より限定的な要件のもとで特定の合意を認めるこのような条項は、約款規制法(AGBG)9条ないし11条の内容コントロールにより無効とされる可能性⁽¹⁸⁾がある。

振込法の政府草案は、AGBG9条2項の改正により、責任制限条項に対する内容コントロールを排除しようとした。政府草案⁽¹⁹⁾の改正案は、AGBG9条2項に次の第3文を新たに付け加えるものだった。

「ある条項が法規定と相違しており、そこに明確に予定された差異の可能性を利用する場合には、疑わしいときは、「約款使用者の契約相手方に」不当に不利益を与えることは問題にならない。」

結局、AGBG9条2項の改正は行われなかった。その結果、顧客の不利益になるような、法規定と異なる取り決めが約款条項に規定された場合には、たとえその条項がBGB676c条3項などに基づくものであっても、内容コントロールを受けることになった。

(18) Richtlinie 97/5/EG des Europäischen Parlaments und des Rates vom 27. Januar 1997 über grenzüberschreitende Überweisungen, ABl. Nr. L 43 vom 14.2.1997, S. 25 = WM 1997, 844 ff. ただし、振込委託の撤回については、1998年のECシステムリスク指令を受け継ぐ指令⁽¹⁹⁾(Richtlinie 98/26/EG des Europäischen Parlaments und des Rates vom 19. Mai 1998 über die Wirksamkeit von Abrechnungen in Zahlungs- sowie Wertpapierliefer- und -abrechnungssystemen, ABl. Nr. L 166, S. 45). Grundmann, WM 2000, 2269; Gößmann/van Look, WM 2000, SBeil. 1. S. 5 参照。

(19) Regierungsentwurf vom 19.3.1999, BT-Drucks. 14/745 = BR-Drucks. 163/99; ZBB 1999, 106 (抄出)。以下において政府草案理由書を参

照する際には、BT-Drucks. (連邦議会刊行物)のみを記載する。

- (69) BT-Drucks. 14/745, 18.
- (70) Medicus, Schuldrecht II besonderer Teil 2. Auflage, 1985, S. 176.
- (71) 義務内容の変更の他、指図構成ではシロ口契約により仕向金融機関に口座を開設することを前提としていたため現金振込を説明できなかったが、契約構成を採ることにより、現金振込をも理論づけることが可能になった。
- (72) BGH, Urt. v. 18. Dezember 1951 = BGHZ 4, 244, 247.
- (73) BT-Drucks. 14/745, 20.
- (74) 例として、BGH, Beschl. v. 23. 11. 1999 = WM 2000, 25.
- (75) Nobbe, WM 2001, S. Beil. 4, 5.
- (76) Grundmann, WM 2000, 2269, 2276.
- (77) Grundmann, WM 2000, 2269, 2276.
- (78) Grundmann, WM 2000, 2269, 2276.
- (79) Stellungnahme des Bundesrates und Gegenüberung der Bundesregierung, BT-Drucks. 14/1067, 5.
- (80) BGH, Urt. v. 18. Dezember 1951 = BGHZ 4, 244, 249.
- (81) BT-Drucks. 14/745, 22.
- (82) BGH, Urt. v. 19. März 1991 = WM 1991, 797.
- (83) 受任者は、委任の執行のために支出した費用を委任者に償還請求できる。振込では、依頼人口座の借方記帳の根拠となる。
- (84) BT-Drucks. 14/745, 22.
- (85) BT-Drucks. 14/745, 22.
- (86) 年利で基礎利率プラス5% (BGB 676b条1項2文)。
- (87) BT-Drucks. 14/745, 22 ff.
- (88) BT-Drucks. 14/1067, 6.
- (89) Grundmann, WM 2000, 2269, 2280.

- (90) BGB 676b条1項2文によると、振込執行の遅延においても、遅延の責任が振込依頼人または受取人にある場合には、仕向金融機関の利息支払義務はない。
- (91) Grundmann, WM 2000, 2269, 2280 ff.
- (92) Ehmann/Hadding, WM 1999, SBeil.3, 11.
- (93) EC指令が制定される以前、欧州裁判所は、共同過失は損害寄与の限度でのみ顧慮されるべきであるというEC法の一般原則に基づいて判示していたという(Grundmann, WM 2000, 2269, 2281; EuGH 27.3.1990-Rs. C-308/87, Slg. 1990, I-1203, 1227)。
- (94) Grundmann, WM 2000, 2269, 2281.
- (95) 金融2000年6月号2頁(ドイツ連邦銀行監督局副長官ヨッヒェン・ザニオ氏の講演録)によると、ドイツの銀行は、あらゆる銀行業務を行うユニバーサルバンクと、特定の業務のみを行う専門銀行に分けられる。ユニバーサルバンクは、大手商業銀行、貯蓄銀行(Sparkassen)とそれらの中央組織(Girozentrale)、協同組合銀行とその中央組織の3種類がある。貯蓄銀行は、自治体がほとんどの株式を所有する公営銀行で、全銀行のマーケットシェアの約38%(1999年末現在)を占める。
- (96) 有債事務処理契約へのBGB 664条の準用は、BGB 675条で意識的に排除されている。それにもかかわらず、通説は個々のケースを細かく区別した上で、これを適用する傾向にある。Seiler, Münch-Komm. 1997, § 664 Rdn. 17.
- (97) BT-Drucks. 14/745, 23.
- (98) BT-Drucks. 14/745, 23.
- (99) 草案の段階では、「仕向金融機関は、仲介金融機関の過失について自己の過失と同様に責任を負う」とだけ規定されていた。BT-Drucks. 14/745, 23.
- (100) Sprau, Palandt BGB, 61. Aufl., § 676c Rdn. 3; Uwe H. Schneider, WM 1999, 2189, 2197; Nöbbe, WM 2001, SBeil. 4, 8. 草案段階においても Häuser, WM 1999, 1037, 1043, 1045; Bydinski, WM 1999, 1046, 1047. EC指令について Ehmann/Hadding, WM SBeil. 3, 14.
- (101) Kümpel, WM 2000, 797, 801.
- (102) Kümpel, WM 2000, 797, 799; Gößmann/van Look, WM 2000, SBeil. 1, 9.
- (103) この点、先に見たKümpelの「仕向金融機関の給付義務は仲介金融機関の選任により履行済みであるとする見解には賛同できない。」

- (104) Grundmann, WM 2000, 2269, 2271.
- (105) BT-Drucks. 14/745, 23.
- (106) BT-Drucks. 14/745, 23 ff.
- (107) BT-Drucks. 14/745, 24.
- (108) BT-Drucks. 14/745, 24.
- (109) Grundmann, WM 2000, 2269, 2281. なお、政府草案理由書は第一、第二の振込について責任制限を可能とする理由を述べていない。
- (110) 政府草案では、50000ユーロを超える振込について責任制限を認めていた。BT-Drucks. 14/745, 4.
- (111) BT-Drucks. 14/745, 24.
- (112) 石田喜久夫編・注釈ドイツ約款規制法94頁〔松尾知子執筆〕へ1998年。
- (113) BT-Drucks. 14/745, 6.

四 日本法への示唆

最後に、仕向金融機関以外の過誤が原因で振込が発生しなかった場合の処理として振込法で認められた、仕向金融機関の履行補助者類似の責任と仕向金融機関の保証責任を日本法に導入できるかを検討する。

1 履行補助者類似の責任

全銀システムによって各銀行がオンラインで結ばれている日本では、仲介銀行を介在させる必要がなく、このよ

うな問題は発生しない⁽¹⁴⁾。問題は、被仕向銀行の過誤により振込依頼人に損害が生じた場合に、振込依頼人が自己と直接の契約関係にある仕向銀行に対して責任追及できるかである。

(1) ドイツ振込法

まず、ドイツの被仕向金融機関の過誤の場合の処理を確認する。

被仕向金融機関は、受取人との間に締結したジロー契約に基づき、「顧客のために口座を開設し、受け入れた支払を当該口座に入金記帳し、締結した振込契約をこの口座において処理する」義務を負う(BGB 676 f条)。したがって被仕向金融機関の過誤については、被仕向金融機関自身が受取人に対して責任を負担する。さらに判例は、第三者のための保護効を伴う契約の理論により仕向金融機関の責任を認める。それでは、被仕向金融機関を仕向金融機関の履行補助者類似のものと解して、振込依頼人が仕向金融機関に対して責任を追及することはできないだろうか。

先に見たように、仕向金融機関が自ら選任した仲介金融機関の過誤については、仕向金融機関の履行補助者のような地位にあると考えられ、仕向金融機関に履行補助者の過失責任類似の責任が生じる⁽¹⁵⁾。ところが、被仕向金融機関の過失については、仕向金融機関は責任を課されない。被仕向金融機関は仕向金融機関によって指定されるわけではないし、他行間振込では仕向金融機関は被仕向金融機関の口座への入金記帳につき義務を負うのであって、受取人口座への入金記帳を行う義務までは負担しないためと思われる⁽¹⁶⁾。

(2) 考察

日本の振込取引契約において、被仕向銀行の過誤の責任を仕向銀行に負担させることができるだろうか⁽¹⁰⁾。仕向銀行の義務の範囲を被仕向銀行の口座への入金記帳までと解する立場はもちろん、受取人口座への入金記帳までと考えても、履行補助者の過失責任類似の責任を認めることはできない。被仕向銀行を選任するのは仕向銀行ではないからである⁽¹¹⁾。

問題提起として掲げた平成6年最高裁判決からは、仕向銀行が履行すべき義務の範囲や、被仕向銀行が仕向銀行の履行補助者であるといえるかについて読み取ることはできない。しかし、ドイツ振込法の結論に照らしてみると、被仕向銀行の行為の責任を仕向銀行に追及できないとした最高裁の判断は、仕向銀行に保証責任を認めるのでない限り妥当だと考える。

2 保証責任

仕向銀行に履行補助者類似の責任を課すことができないとすると、マネーバックギャランティーのような償還制度を導入する必要性は高いと思われる。これをどのように位置づけることができるだろうか。

(1) 請負契約の解約告知(岩原説)

マネーバックギャランティーを請負契約である振込契約の解約告知として構成したことは、日本においても参考になるという評価もある⁽¹²⁾。

確かに、BGB 676b条3項3文は、「振込依頼人の償還請求と猶予期間の経過により、振込契約は解約告知

されたものとみなされる」と規定する。ところがここでは、振込依頼人が自らの事情で主体的に解約告知した効果として、償還請求権が発生するのではない。償還請求がなされ、猶予期間が徒過したら、結果的に解約告知されたものと擬制されるだけである。⁽¹⁰⁾

主張可能な期間も、次のように異なる。マネーバックギャランティーにおける償還請求は、振込が発生しないことを要件とする(BGB 676b条3項1文)。したがって、他行間振込では被仕向金融機関の口座への入金記帳前に行わなければならない。受取人口座への入金記帳時に振込が発生する自行内振込では、⁽¹¹⁾受取人口座へ入金記帳されない間は認められる。これに対して、通常の意味での振込契約の解約告知(BGB 676a条4項)は、受取人の金融機関に振込金の処分が任される前に通知されなければならない。

振込法の考え方を日本に取り入れるとしても、マネーバックギャランティーにおける振込契約の解約告知と、通常の振込契約の解約告知とは、以上の点が異なることに留意しなければならない。

(2) 委任契約の解約告知(今井説)

日本でいう委任契約(振込委託契約)の解除(民法651条)による返還請求権は、ドイツのマネーバックギャランティーに基づく振込金の返還請求権と同様のものと解する立場もある。⁽¹²⁾これは、仲介銀行や被仕向銀行の過失の存否に関わらず、仕向銀行に対する返還請求権が発生する点に着目するものである。

しかし、両請求権が行使される場面は一致しない。振込委託契約の解除による返還、すなわち組戻しは、振込依頼人が自らの事情で振込委託を撤回する場合にも行われる。それに対して、マネーバックギャランティーに基づく償還は、振込依頼人は振込の実現を意欲しているにもかかわらず、振込が発生しない場合の措置である。したがっ

てこれらは同視できないのではないだろうか。民法651条の解除と同様の意義を有するのは、やはりBGB 676a条4項の解約告知権と思われる。

(3) 保証責任

ドイツ振込法は、特別法(*lex specialis*)としてBGB 676b条3項の保証責任を規定した⁽¹¹⁴⁾。日本でも、マネーバックギャランティーを無過失責任である保証責任として性格づけることが可能だろうか。日本民法では、債務不履行における帰責事由を、債務者の行為義務の不履行に求める⁽¹¹⁵⁾ので、仕向銀行が自らの義務を履行している場合に、債務不履行責任を認めることができるかが問題になる。

このような帰責事由の理解によっても、保証責任を認める余地はあるといわれる⁽¹¹⁶⁾。例えば振込依頼人と仕向銀行間の振込委託契約は、帰責事由を要件とせずに債務不履行責任が発生する契約類型であると考えるか、あるいは、振込委託契約において、仕向銀行は受取人口座への入金記帳という結果を保証しており、保証された結果が発生しない場合には、仕向銀行自身の行為に関係なく債務不履行となると解することで、保証責任を構成できると思われる。ただし、償還金額については立法的措置により上限を設け、仕向銀行の責任を制限する必要があるだろう。

(114) 後藤紀一・金法1269号12頁へ1990年へ参照。

(115) 被仕向金融機関が選任した仲介金融機関の過失は、被仕向金融機関の責任となる(BGB 676g条4項3文)。

(116) 山本敬三「振込委託契約と仕向銀行の責任——被仕向銀行に起因する振込遅延・過誤のケースを題材として——」中田裕康・道垣内弘人編『金融取引と民法法理』213頁以下へ2000年へでは、履行補助者責任に関する学説別に検討を行ってゐる。本文のような振込法および判例の読み取り方は、山本論文217頁の「(c)履行補助者責任に関する契約不履行説によ

る場合」の考え方に近いと思われる。

- (117) 森田宏樹『契約責任の帰責構造』169頁以下へ2002年へは、旅行主催者に「他人の行為による特殊な保障責任」を負わせる可能性を認める。その理由として、旅行主催者は個別サービス提供者を選択・監督できること、付保によりリスクを分散させることができることを挙げる。そして、被仕向銀行の過誤についての仕向銀行の責任についても、同様の考察を試みる事ができるとする。

- (118) 今井克典「振込取引における仕向銀行の義務と責任(2)」名法187号120頁以下へ2001年へ。

- (119) 岩原・前掲註9・241頁以下、251頁以下。

- (120) Schimansky/Bunte/Lwowski, Bankrechts-Handbuch, 2. Aufl., § 50 Rdn. 3. Schimansky は、この解約告知をKündigungsfiktionと表現する。

- (121) Palandt/Sprau, BGB, 61. Aufl., § 676a Rdn. 15.

- (122) 今井・前掲註118・123頁。

- (123) BT-Drucks. 14/745, 23.

- (124) 森田・前掲註117・51頁以下。

- (125) 森田・前掲註117・53頁。

- (126) 後藤教授は、組戻しを委任法上の解除であり、債務不履行による解除とは異なるとし、その説明として「債務不履行責任を追究する場合には、それに見合う帰責原因が必要であり、何か特別の配慮をして無過失責任をとる必要がある場合のほか、帰責原因がなければ責任はない」と述べている。後藤紀一「振込取引をめぐる最近の判例と問題点」金法1269号13頁へ1990年へ。

——ドイツ民法典参照条文試訳——(改行は一文ごとの区切りを表す)

278条【履行補助者の過失】

債務者は、法定代理人及び債務者の義務の履行のために使用する者の過失について、自己の過失と同一の範囲において責任を負う。

276条2項の規定は、適用されない。

611条【雇用契約の性質】

(1) 雇用契約により、労務を約束した者は約束した労務の給付を行う義務を負い、相手方は合意した報酬を与える義務を負う。

(2) 雇用契約の目的は、いかなる種類の労務でもありうる。

664条【委託・補助者の責任】

(1) 委任者は、疑わしいときは、委任の執行を第三者に委託してはならない。

この委託が許された場合は、受任者は委託につき自己の責任に帰すべき過失についてのみ責任を負う。
補助者の過失については、278条により責任を負う。

(2) 委任の執行を求める請求は、疑わしいときは、譲渡できない。

665条【指図に対する違反】

受任者は、委任者が状況を知っていればその違反を承諾するだろうと思われる事情がある場合には、委任者の指

図に違反する権利がある。

受任者は、違反の前に委任者にその通知を行い、かつ委任者の決定を待たなければならない。ただし、その期間が危険に結びつく場合はこの限りではない。

667条【引渡義務】

受任者は、委任の執行のために受け取った物及び事務処理によって取得した物を、全て委任者に引渡す義務を負う。

669条【前払義務】

委任の執行のために必要な費用については、委任者は受任者に対して、請求に応じて前払いを行わなければならない。

670条【費用の賠償】

受任者が、事情により必要と思われた費用を委任の執行のために支出した場合には、委任者はこれを賠償する義務を負う。

671条【撤回・解約告知】

(1) 委任は、委任者によって常時撤回でき、受任者によって常時解約告知されうる。

(2) 受任者は、委任者が他の方法で事務の処理を行える方法によってのみ解約告知できる。ただし、不都合な時期に解約告知をする重大な理由がある場合は、この限りではない。

受任者がそのような理由なしに不都合な時期に解約告知をする場合には、受任者は委任者に対して、それが原因で発生した損害を賠償する義務を負う。

(3) 重大な理由がある場合には、受任者は解約告知権を放棄した時にも、解約告知を行う権利がある。

旧675条【有償事務処理契約】

事務処理を目的とする雇用契約または請負契約には、663条、665条ないし670条、672条ないし674条の規定を準用し、また、義務者が解約告知期間を遵守せず解約告知する権利を有する場合には、671条2項の規定をも準用する。

旧676条【助言または推奨に関する責任】

他人に助言または推奨をなした者は、この助言または推奨に従うことによつて発生した損害を賠償する義務を負わない。ただし、契約関係または不法行為により生じた責任は、これに妨げられない。

第10章 委任と類似の契約

Ⅱ. 有償事務処理契約

1. 総則

675条【有償の事務処理】

(1) 事務処理を目的とする雇用契約または請負契約には、異なる取り決めのない限り、663条、665条ないし670条、672条ないし674条の規定を準用し、また、義務者が解約告知期間を遵守せず解約告知権を有する場合には、671条2項の規定をも準用する。

(2) 他人に助言または推奨をなした者は、この助言または推奨に従うことによつて発生した損害を賠償する義務を負わない。ただし、契約関係、不法行為、またはその他の法律上の規定により生じた責任は、これに妨げられない。

い。

675 a 条【情報提供義務】

(1) 事務処理を公に任命された者または公に申し出た者は、価格設定が315条に従って行われないうちまたは報酬や費用が法律上拘束力をもって規定されない限り、通常生じる画一化された取引過程(標準取引)について、文書でまたは適切な場合には電子文書で、事務処理報酬や費用に関する情報を無償で提供する。

金融機関(信用制度に関する法律1条1項)は、さらに加えて、執行期間、利子の起算日、振込の為替レートについての情報や法令において2条に従って定められたその他の詳細を、そこに予定された形式で提供しなければならぬ。

(2) 連邦司法省は、法規命令によって連邦参議院の承認を受けることなくこれ以外の届出内容を定める権利を与えられているが、その計画について顧客に情報を与えなければならぬ。このことは、その届出内容が、国際振込についての1997年1月27日の欧州議会とヨーロッパ会議の97/5/EC指令に基づく義務の履行のために、あるいは1条の適用範囲に該当するEC法の別の規定に基づく義務の履行のために、必要な場合または必要となる場合に限られる。

これと同時に、届出内容の公示の形式もまた定めることができる。

(3) この章の意味において、金融機関、すなわち

1. ドイツ連邦銀行

2. 事業として振込を行う企業

3. 事業として振込を行う、金融機関の国内支店や外国に支店を持つその他の企業は同等である。

676条【譲渡契約の解約告知】

有価証券の転送または、記帳もしくはその他の方法による有価証券の返還請求を目的とする有償事務処理契約（譲渡契約）の解約告知は、解約告知が必要な注意の維持のもとで受取人の寄託について記帳される前に考慮されうるということを、寄託を行っている受取人の企業に対して遅滞なく通知される場合にのみ有効である。

有価証券や有価証券の返還請求は、この場合、第一受任者たる企業へ返送されるべきである。

有価証券流通システムや、清算システムの枠内では、譲渡契約は1文とは異なり、すでにシステムの規定で定められた時点から、もはや解約告知され得ない。

2. 振込契約

676a条【契約類型上の義務・解約告知】

(1) 振込契約により、金融機関（仕向金融機関）は、振込の指示をする者（振込依頼人）に対して、被仕向金融機関にある受取人の口座へ特定金額を入金記帳して、受取人の自由な処分に任せる（振込）義務を負い、振込依頼人の届出や届け出られた利用目的を、そうすることが通常である場合には、通知すべき義務を負う。

他の金融機関により入金記帳が行われるのであれば、仕向金融機関は、振込金額を遅滞なく、別段の取り決めのない限り減額されずに、被仕向金融機関へ直接あるいは仲介金融機関の協力を得て、目的のために送金し、第1文に定められた届出内容を転送する義務を負う。

振込依頼人は、合意ある限り、現金でも振込金額を金融機関の自由な処分に任せることができる。

(2) 別段の期限の合意がない限り、振込は可及的速やかに効力を発生しなければならない。

1. EU加盟国やヨーロッパ経済地域加盟国における当該通貨や貨幣単位やユーロを指定している国外振込は、別段の合意がない限り、その振込に参与している全ての金融機関が、通常営業していた土曜日を除く5平日以内に(銀行営業日)、被仕向金融機関の口座へ

2. 国内通貨による国内振込は、遅くとも3営業日以内に被仕向金融機関の口座へ

3. 国内通貨による、金融機関の同一行内の本店内あるいは支店内における振込は、遅くとも1営業日以内に、その他の行内振込は遅くとも2銀行営業日以内に被仕向金融機関の口座へ

もたらされなければならない(執行期間)。この期間は、別段の合意がない限り、受取人名、受取人口座、受取人の金融機関、そして、その他の振込の執行に必要な届出内容を仕向金融機関に提出し、振込の執行のために十分な預金が存在するか、または、十分な信用が認められる日から始まる。

(3) 仕向金融機関は、執行期間が開始していない間は理由を届け出ずに振込契約を解約告知でき、開始後は振込依頼人の財産につき破産手続が開始した場合、または振込の執行のために必要な信用が失われた場合にのみ解約告知できる。

支払取引システムの枠内では、振込契約は第1文と異なり、既にシステムの規定で定められた時点より、もはや解約告知されない。

(4) 振込依頼人は、執行期間の開始前には常に振込契約を解約告知でき、開始後は解約告知が、振込金額が最終的に受取人口座へ入金記帳されるために被仕向金融機関の自由な処分に任される時点までに、通知される場合にの

み可能である。

支払取引システムの枠内では、振込は第1文と異なり、既にシステムの規定に定められた時点より、もはや解約告知されない。

仕向金融機関は、解約告知について被仕向金融機関へ遅滞なく知らせるようにならなければならない。

676b条【遅延した執行についての責任・マネーバックギャランティー】

(1) 振込が、執行期間の満了後初めて効力を生じると、仕向金融機関は、振込依頼人または受取人が遅延の責任を負うのであれば別として、そうでなければ振込依頼人に対し、遅延した期間につき利息を支払わなければならない。

利率は年利で基礎利率プラス5%になる。

(2) 仕向金融機関は、仕向金融機関または仲介金融機関により振込契約に反して留保された金額を、追加的報酬や費用が支払われることなく、振込依頼人の選択に従って、振込依頼人へ償還するか受取人へ振り込まなければならない。

(3) 振込依頼人は、執行期間が経過するまでも、振込依頼人の償還請求から14銀行営業日の猶予期間内にも、振込が発生しない場合には、既に振込のために支払った対価や費用を含めて12500ユーロ(保証金額)までの振込金額の償還を請求できる。

この場合、振込金額には、執行期間の開始から依頼人の口座へ保証金額が入金記帳されるまでの、1項2文に定められた利息を付さなければならない。

振込依頼人の償還請求と猶予期間の経過により、振込契約は解約告知されたものとみなされる。

両当事者の利益を顧慮すると、契約の継続が金融機関にとって困難であったり、保証金額が既に支払い済みであるか、または同時に支払われる場合には、金融機関は契約の解約告知をする権利を有する。

振込依頼人は、第3文、4文の場合には、取り決められた対価や費用を支払う必要はない。

この項による請求権は、振込依頼人が仕向金融機関に瑕疵あるもしくは不完全な指図を行ったために振込が発生しなかった場合、または振込依頼人が明白に指定した仲介金融機関により振込が執行されなかった場合には、成立しない。

第6文の第二の場合には、明白に振込依頼人により指定された金融機関は、仕向金融機関の代わりに責任を負う。

(4) 第1項ないし3項に基づく請求権は、振込執行における瑕疵の原因が不可抗力である場合には、排除される。

676c条【無過失責任・その他の請求権】

(1) 676b条に基づく請求権は、過失を要件としない。

過失を要件とするその他の請求権や、不当利得返還請求権は妨げられない。

仕向金融機関は、仕向金融機関自身の過失と同様に、仲介金融機関が負担すべき過失を代わりに負担する。ただし、振込依頼人によって指定された仲介金融機関に本質的な原因がある場合はこの限りでない。

第3文に基づく責任は、外国への口座振込の場合、25000ユーロに制限できる。

振込の遅延や不履行により発生した損害についての責任は、12500ユーロに制限できる。

ただし、このことは故意または重過失、利息損害、金融機関が特に引き受けた危険には妥当しない。

- (2) 第1項3文後段の場合には、振込依頼人に指定された仲介金融機関が、仕向金融機関の代わりに責任を負う。
- (3) 別段の取り決めがない限り、次に挙げる振込の際にだけ、振込依頼人の不利益になるような675条1項、676a条、676b条、676c条1項と異なる取り決めが許される。
 - 1. 振込依頼人が金融機関である振込
 - 2. 振込金額が75000ユーロを超える振込
 - 3. ヨーロッパ連合やヨーロッパ経済地域以外に所在する金融機関の口座へ入金記帳されるべき振込。

3. 支払契約

676d条【支払契約における契約類型上の義務】

- (1) 仲介金融機関は、支払契約により、振込取引の枠内で次の仲介金融機関または被仕向金融機関へ振込金額を転送する義務を、他方の金融機関に対して負う。
- (2) 被仕向金融機関は、入金記帳前に仕向金融機関により適切な通知を受けた場合には、振込金額を仕向金融機関へ返還する義務を負う。

支払取引システムの領域では、システムの規定に定められた時点以降は、解約告知は考慮される必要はない。

676e条【償還請求権】

- (1) 振込の執行が遅れた原因が、仲介金融機関の責任範囲にある場合には、仲介金融機関は676b条1項による振込依頼人の請求権の履行から仕向金融機関に発生した損害を賠償しなければならない。

(2) 仲介金融機関は、振込契約に反して追加的対価や費用を支払うことなく留保している金額を、仕向金融機関の選択に従って、償還するか受取人へ振り込まなければならぬ。

(3) 仕向金融機関と支払契約を結んだ金融機関は、仕向金融機関が676b条3項により振込依頼人に対して負担する給付された支払の償還をする義務を、仕向金融機関に対して負う。

金融機関が自ら組み込んだ仲介金融機関に瑕疵あるまたは不完全な指図を与えたために振込が生じない場合には、第1文、2文に基づくこの金融機関の償還請求権は排除される。

瑕疵の責任を負う金融機関は、仕向金融機関に対して、676c条1項に基づく義務の履行から生じる結果損害を賠償しなければならない。

(4) 振込金額の転送に関与する、賠償責任を負わない金融機関は、当然、振込金額の所在を探し、探し出した振込金額を、調査のために要した算定した賠償額を差し引いて償還しなければならない。

(5) 振込依頼人が転送のために委託した金融機関を指定したという理由から、請求権が失われる場合には、その金融機関は振込依頼人を、676b条3項を適用したとしたら振込依頼人がそのような立場にあったと思われる立場に置かなければならない。その金融機関は消滅請求権を振込依頼人に対して主張しなければならない。

その他の点には、676b条4項が意味に従って準用される。

4. ジーロ契約

676f条【ジーロ契約における契約類型上の義務】

金融機関は、ジーロ契約に基づき、顧客のために口座を開設し、受け入れた支払を当該口座に入金記帳し、締結

した振込契約をこの口座の負担において処理することを義務づけられる。

金融機関は、振込依頼人と利用目的についての転送されてきた届出内容を、顧客に通知しなければならない。

6769条【顧客の入金記帳請求権】

(1) 振込金額が顧客の金融機関に入金記帳されたら、金融機関は、合意された期間内に、期間についての合意がない場合には、振込金額が金融機関へ入金記帳された翌銀行営業日中に振込金額を顧客のもとへ入金記帳しなければならない。ただし、振込金額の入金記帳前に676d条2項1文の通知を受けた場合には、この限りではない。

振込金額が遅滞なく顧客の口座に入金記帳されない場合、金融機関は顧客に対して振込金額に遅延利息を付さなければならない。ただし、振込依頼人または顧客が遅延について責任を負わなければならない場合には、この限りではない。

676b条1項2文は適用可能である。

入金記帳は、遅延して行われる場合にも、顧客の口座へ入金記帳された金額の利子起算日は、引受に関して別段の合意がない限り、振込金額が金融機関の自由な処分に任された日付で行われると決めてなされるべきである。

(2) 金融機関が顧客の口座へ入金記帳する際に、契約に反して振込金額が削減されている場合には、金融機関は報酬や費用を請求することなく、不足額を受取人へ入金記帳しなければならない。

ジーロ契約で合意された、受け入れた支払金額の入金記帳についての報酬の請求権はそのまま残る。

(3) 被仕向金融機関に受領を委託された金融機関によって、支払契約が履行されなかった場合には、被仕向金融機関は、12500ユーロまでの限度で追加的な報酬及び費用を受け取らずに、振込金額を顧客に対して入金記帳

しなければならぬ。

(4) 1項から3項までに基づく請求権は、過失を要件としない。

過失を前提とする、その他の請求権は妨げられない。

被仕向金融機関が自ら介在させた金融機関の過失については、自己の責任と同様に責任を負う。

第3文に基づく責任は、外国にある口座への振込の場合は、25000ユーロまでに限定できる。

振込の遅滞や不履行による損害についての責任は、12500ユーロまでに限定できる。ただしこれは、故意または重過失、利息損害、金融機関が特別に引き受けた危険には妥当しない。

この請求権は、契約履行に際しての瑕疵が不可抗力に基づく限り排除される。

(5) 別段の取り決めがない限り、顧客の不利益に関しては、676c条3項に示された種類の振込の場合にのみ、1項から4項の規定とは異なる取り決めが可能である。